

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p data-bbox="331 480 824 523">福島県地域防災計画</p> <p data-bbox="427 627 728 667">原子力災害対策編</p> <p data-bbox="461 751 694 783">(令和6年3月修正)</p> <p data-bbox="427 1329 757 1366">福島県防災会議</p>		<p data-bbox="1429 480 1921 523">福島県地域防災計画</p> <p data-bbox="1525 627 1825 667">原子力災害対策編</p> <p data-bbox="1559 751 1792 783">(令和__年__月修正)</p> <p data-bbox="1514 1329 1843 1366">福島県防災会議</p>

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
第1 総則	「原子力災害対策編」を除く福島県地域防災計画の記載に合わせて全体の章立てを修正  記載位置を変更 (第7節第4へ)	第1章 総則
1 目的		第1節 目的
2 計画の性格		第2節 計画の性格
(1) 福島県地域防災計画との関係		第1 福島県地域防災計画との関係
(2) 市町村地域防災計画との関係		第2 市町村地域防災計画との関係
(3) 国の役割		第3 国の役割
(4) 原子力事業者の責務		第4 原子力事業者の責務
(5) 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針		第5 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針
(6) 計画の周知徹底		第6 計画の周知徹底
(7) 計画の修正		第7 計画の修正
3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え		第3節 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え
4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提		第4節 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提
5 緊急事態における判断基準		第5節 緊急事態における判断基準
(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level)		第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level)
(2) 運用上の介入レベル (OIL: Operational Intervention Level)		第2 運用上の介入レベル (OIL: Operational Intervention Level)
6 原子力災害対策重点区域の範囲		第6節 原子力災害対策重点区域の範囲
(1) 重点区域の範囲		_____
(2) 重点区域以外の区域への対応		_____
7 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置		第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置
(1) 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置		第1 福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置
(2) 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置		第2 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置
(3) 地域の実情に応じた防護措置	第3 地域の実情に応じた防護措置	
(4) 重点区域外における防護措置	第4 重点区域外における防護措置	
8 防災関係機関の事務又は業務の大綱	第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	
(1) 福島県（教育庁、警察本部を除く）	第1 福島県（教育庁、警察本部を除く）	

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
(2) 福島県教育庁 - 7 -		第2 福島県教育庁 - 9 -
(3) 警察本部 - 8 -		第3 警察本部 - 10 -
(4) 関係市町村 - 8 -		第4 関係市町村 - 10 -
(5) 県内市町村（関係市町村を除く） - 8 -		第5 県内市町村（関係市町村を除く） - 10 -
(6) 指定地方行政機関 - 8 -		第6 指定地方行政機関 - 10 -
(7) 自衛隊 - 10 -		第7 自衛隊 - 12 -
(8) 関係市町村を管轄する消防本部 - 10 -		第8 関係市町村を管轄する消防本部 - 12 -
(9) 県内各消防本部 - 10 -		第9 県内各消防本部 - 12 -
(10) 指定公共機関及び指定地方公共機関 - 11 -		第10 指定公共機関及び指定地方公共機関 - 13 -
(11) 東京電力ホールディングス株式会社 - 12 -		第11 東京電力ホールディングス株式会社 - 14 -
(12) その他の公共的団体 - 12 -		第12 その他の公共的団体 - 14 -
9 広域的な活動体制 - 13 -		第9 節 広域的な活動体制 - 15 -
10 本県以外で発生した原子力災害への支援 - 13 -		第10 節 本県以外で発生した原子力災害への支援 - 15 -
第2 原子力災害事前対策 - 14 -		第2 章 原子力災害事前対策 - 16 -
1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等 - 14 -		第1 節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議等 - 16 -
(1) 防災業務計画に関する協議 - 14 -		第1 防災業務計画に関する協議 - 16 -
(2) 事業者の届出の受理等 - 14 -		第2 事業者の届出の受理等 - 16 -
2 報告の徴収及び立入検査 - 14 -		第2 節 報告の徴収及び立入検査 - 16 -
(1) 報告の徴収 - 14 -		第1 報告の徴収 - 16 -
(2) 身分証明書の携帯 - 14 -		第2 身分証明書の携帯 - 16 -
3 国との連携 - 14 -		第3 節 国との連携 - 16 -
(1) 地域原子力防災協議会との連携 - 14 -		第1 地域原子力防災協議会との連携 - 16 -
(2) 原子力防災専門官との連携 - 14 -		第2 原子力防災専門官との連携 - 16 -
(3) 上席放射線防災専門官との連携 - 15 -		第3 上席放射線防災専門官との連携 - 17 -
4 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備 - 15 -		第4 節 情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備 - 17 -

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
(1) 情報の収集・連絡体制の整備 - 15 -		第1 情報の収集・連絡体制の整備 - 17 -
(2) 原子力災害対策上必要な資料の整備 - 15 -		第2 原子力災害対策上必要な資料の整備 - 17 -
5 情報の分析整理 - 16 -		第5節 情報の分析整理 - 18 -
(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制 - 16 -		第1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制 - 18 -
(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 - 16 -		第2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 - 18 -
6 通信手段の確保 - 16 -		第6節 通信手段の確保 - 18 -
(1) 専用回線網の整備 - 16 -		第1 専用回線網の整備 - 18 -
(2) 通信手段・経路の多様化 - 16 -		第2 通信手段・経路の多様化 - 18 -
7 緊急事態応急体制の整備 - 17 -		第7節 緊急事態応急体制の整備 - 19 -
(1) 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備 - 17 -		第1 災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備 - 19 -
(2) 国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の立ち上げ準備への協力体制 - 17 -		第2 国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の立ち上げ準備への協力体制 - 19 -
(3) 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制 - 17 -		第3 現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制 - 19 -
(4) 自衛隊派遣要請 - 17 -		第4 自衛隊派遣要請 - 19 -
(5) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請 - 18 -		第5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請 - 20 -
(6) 警察災害派遣隊の派遣要請 - 18 -		第6 警察災害派遣隊の派遣要請 - 20 -
(7) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請 - 18 -		第7 原子力災害医療派遣チームの派遣要請 - 20 -
(8) 広域的な応援協力体制等 - 18 -		第8 広域的な応援協力体制等 - 20 -
(9) 専門家の派遣要請 - 18 -		第9 専門家の派遣要請 - 20 -
(10) 長期化に備えた動員体制の整備 - 18 -		第10 長期化に備えた動員体制の整備 - 20 -
(11) 防災関係機関相互の連携体制 - 18 -		第11 防災関係機関相互の連携体制 - 20 -
8 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備 - 18 -		第8節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備 - 20 -
(1) 施設等の維持管理 - 18 -		第1 施設等の維持管理 - 20 -
(2) 非常用通信機器 - 19 -		第2 非常用通信機器 - 21 -
(3) 防災知識の普及 - 19 -		第3 防災知識の普及 - 21 -
9 緊急時モニタリング体制の整備 - 19 -		第9節 緊急時モニタリング体制の整備 - 21 -

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
（1） 県の役割 - 19 -		第1 県の役割 - 21 -
（2） 緊急時モニタリング計画の策定 - 19 -		第2 緊急時モニタリング計画の策定 - 21 -
（3） モニタリング設備・機器の整備・維持 - 19 -		第3 モニタリング設備・機器の整備・維持 - 21 -
（4） モニタリング要員の確保 - 19 -		第4 モニタリング要員の確保 - 21 -
（5） 関係機関との協力体制の整備 - 20 -		第5 関係機関との協力体制の整備 - 22 -
（6） 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・		第6 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持 - 22 -
1 0 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備 - 20 -		第1 0 節 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備 - 22 -
1 1 住民等への的確な情報伝達体制の整備 - 20 -		第1 1 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 - 22 -
（1） 広報実施マニュアル等の整備 - 20 -		第1 広報実施マニュアル等の整備 - 22 -
（2） 情報伝達設備等の整備 - 20 -		第2 情報伝達設備等の整備 - 22 -
（3） 住民相談窓口の整備 - 20 -		第3 住民相談窓口の整備 - 22 -
（4） 要配慮者等への広報体制の整備 - 20 -		第4 要配慮者等への広報体制の整備 - 22 -
（5） 多様な広報媒体の活用 - 20 -		第5 多様な広報媒体の活用 - 23 -
1 2 避難収容活動体制の整備 - 21 -		第1 2 節 避難収容活動体制の整備 - 23 -
（1） 県における広域避難計画の作成 - 21 -		第1 県における広域避難計画の作成 - 23 -
（2） 関係市町村における避難計画の作成 - 21 -		第2 関係市町村における避難計画の作成 - 23 -
（3） 要配慮者等の避難にかかる取組 - 23 -		第3 要配慮者等の避難にかかる取組 - 25 -
（4） 学校施設等における避難計画 - 23 -		第4 学校施設等における避難計画 - 25 -
（5） 病院・社会福祉施設等における避難計画 - 23 -		第5 病院・社会福祉施設等における避難計画 - 25 -
（6） 不特定多数の者が利用する施設における避難計画 - 24 -		第6 不特定多数の者が利用する施設における避難計画 - 26 -
（7） 県有施設における避難計画 - 24 -		第7 県有施設における避難計画 - 26 -
（8） 避難受入市町村の体制整備 - 24 -		第8 避難受入市町村の体制整備 - 26 -
（9） 避難に係る諸整備 - 24 -		第9 避難に係る諸整備 - 26 -
1 3 飲食物の摂取制限及び出荷制限 - 24 -		第1 3 節 飲食物の摂取制限及び出荷制限 - 26 -
（1） 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 - 24 -		第1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 - 26 -

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>(2) 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保 - 24 -</p> <p>1 4 緊急輸送活動体制の整備 - 24 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 緊急輸送路の確保体制等の整備 - 24 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 専門家の移送体制の整備 - 25 -</p> <p>1 5 原子力災害医療体制の整備 - 25 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 原子力災害医療体制の整備 - 25 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 原子力災害医療行動計画の整備 - 26 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 医療活動用資機材等の整備 - 26 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 医療関係者等の参加・連携による体制の構築 - 26 -</p> <p>1 6 消防活動体制等の整備 - 26 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 救助・救急活動用資機材の整備 - 26 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 消火活動用資機材等の整備 - 26 -</p> <p>1 7 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備 - 26 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 資機材の整備 - 26 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 情報交換 - 27 -</p> <p>1 8 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 - 27 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 住民に対する知識の普及と啓発 - 27 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 防災教育の充実 - 27 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 要配慮者等への配慮 - 27 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 災害教訓の継承 - 27 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 国際的な情報発信 - 27 -</p> <p>1 9 緊急事態応急対策に従事する者に対する教育 - 28 -</p> <p>2 0 原子力防災に関する訓練 - 28 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 訓練の実施 - 28 -</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価 - 28 -</p>		<p>第2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保 - 27 -</p> <p>第1 4 節 緊急輸送活動体制の整備 - 27 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第1 緊急輸送路の確保体制等の整備 - 27 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第2 専門家の移送体制の整備 - 27 -</p> <p>第1 5 節 原子力災害医療体制の整備 - 28 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第1 原子力災害医療体制の整備 - 28 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第2 原子力災害医療行動計画の整備 - 28 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第3 医療活動用資機材等の整備 - 28 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第4 医療関係者等の参加・連携による体制の構築 - 28 -</p> <p>第1 6 節 消防活動体制等の整備 - 28 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第1 救助・救急活動用資機材の整備 - 28 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第2 消火活動用資機材等の整備 - 29 -</p> <p>第1 7 節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備 - 29 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第1 資機材の整備 - 29 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第2 情報交換 - 29 -</p> <p>第1 8 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 - 29 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第1 住民に対する知識の普及と啓発 - 29 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第2 防災教育の充実 - 29 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第3 要配慮者等への配慮 - 29 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第4 災害教訓の継承 - 30 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第5 国際的な情報発信 - 30 -</p> <p>第1 9 節 緊急事態応急対策に従事する者に対する教育 - 30 -</p> <p>第2 0 節 原子力防災に関する訓練 - 30 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第1 訓練の実施 - 30 -</p> <p style="padding-left: 20px;">第2 実践的な訓練の工夫と事後評価 - 30 -</p>

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
2 1 原子力発電所上空の飛行規制 - 28 -		第2 1 節 原子力発電所上空の飛行規制 - 31 -
(1) 国の規制措置 - 29 -		第1 国の規制措置 - 31 -
(2) 事業者の措置 - 29 -		第2 事業者の措置 - 31 -
2 2 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 - 29 -		第2 2 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 - 31 -
2 3 重点区域以外の区域に対する体制の整備 - 29 -		第2 3 節 重点区域以外の区域に対する体制の整備 - 31 -
2 4 特定事象未達の事象に対する体制の整備 - 29 -		第2 4 節 特定事象未達の事象に対する体制の整備 - 32 -
2 5 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 - 30 -		第2 5 節 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 - 32 -
(1) 県民の安全確保のための対応 - 30 -		第1 県民の安全確保のための対応 - 32 -
(2) 災害が発生した都道府県への応援 - 30 -		第2 災害が発生した都道府県への応援 - 32 -
(3) 災害が発生した都道府県からの避難者受入 - 30 -		第3 災害が発生した都道府県からの避難者受入 - 32 -
2 6 計画に基づく行動マニュアル等の整備 - 30 -		第2 6 節 計画に基づく行動マニュアル等の整備 - 32 -
2 7 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表 - 30 -		第2 7 節 原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表 - 33 -
第3 緊急事態応急対策 - 31 -		第3 章 緊急事態応急対策 - 34 -
1 事故状況の把握及び連絡 - 31 -		第1 節 事故状況の把握及び連絡 - 34 -
(1) 情報収集事態が発生した場合 - 31 -		第1 情報収集事態が発生した場合 - 34 -
(2) 警戒事態が発生した場合 - 31 -		第2 警戒事態が発生した場合 - 34 -
(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合 - 32 -		第3 施設敷地緊急事態が発生した場合 - 35 -
(4) 全面緊急事態が発生した場合 - 33 -		第4 全面緊急事態が発生した場合 - 37 -
(5) 県内市町村等に対する情報提供 - 35 -		第5 県内市町村等に対する情報提供 - 38 -
2 一般回線が使用できない場合の対処 - 35 -		第2 節 一般回線が使用できない場合の対処 - 41 -
3 活動体制の確立 - 38 -		第3 節 活動体制の確立 - 42 -
(1) 職員の配備基準 - 38 -	記載順の変更	第1 県災害対策本部の設置及び組織 - 42 -
(2) 県災害対策本部の設置基準 - 38 -	及び内容の修正	第2 災害対策本部事務局の組織及び各班の事務分掌 - 51 -
(3) 災害対策本部における活動 - 39 -	(第1～第5)	第3 原子力現地災害対策本部の設置及び組織 - 60 -
(4) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌 - 56 -		第4 職員の配備基準 - 63 -





## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<u>7</u> 避難及び屋内退避 - 66 - <u>(1)</u> 速やかな住民避難のための準備 - 66 - <u>(2)</u> 避難及び屋内退避等の防護措置の実施 - 66 - <u>(3)</u> 避難及び屋内退避 - 68 - <u>(4)</u> 情報提供等 - 68 - <u>(5)</u> 広域避難に係る調整 - 68 - <u>(6)</u> 指定避難所の設置 - 69 - <u>(7)</u> 要配慮者への配慮等 - 70 - <u>(8)</u> 学校等施設における避難措置 - 71 - <u>(9)</u> 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 - 71 - <u>(10)</u> 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置 - 71 - <u>(11)</u> 飲食物、生活必需品等の供給 - 72 - <u>8</u> 犯罪の予防等社会秩序の維持 - 72 - <u>9</u> 飲食物の摂取制限及び出荷制限 - 72 - <u>(1)</u> 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限 - 72 - <u>(2)</u> 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限 - 72 - <u>(3)</u> 農林水産物の採取及び出荷制限 - 73 - <u>(4)</u> 飲料水及び飲食物の供給 - 73 - <u>10</u> 原子力災害医療活動 - 73 - <u>(1)</u> 原子力災害医療活動の基本的体制 - 73 - <u>(2)</u> 県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制 - 75 - <u>(3)</u> 原子力災害医療活動の実施 - 78 - <u>(4)</u> 安定ヨウ素剤の服用 - 79 - <u>(5)</u> メンタルヘルス対策 - 79 - <u>11</u> 救助・救急・消火活動 - 80 -		<b>第7節</b> 避難及び屋内退避 - 71 - <b>第1</b> 速やかな住民避難のための準備 - 71 - <b>第2</b> 避難及び屋内退避等の防護措置の実施 - 71 - <b>第3</b> 避難及び屋内退避 - 73 - <b>第4</b> 情報提供等 - 73 - <b>第5</b> 広域避難に係る調整 - 73 - <b>第6</b> 指定避難所の設置 - 74 - <b>第7</b> 要配慮者への配慮等 - 75 - <b>第8</b> 学校等施設における避難措置 - 76 - <b>第9</b> 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 - 76 - <b>第10</b> 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置 - 76 - <b>第11</b> 飲食物、生活必需品等の供給 - 77 - <b>第8節</b> 犯罪の予防等社会秩序の維持 - 77 - <b>第9節</b> 飲食物の摂取制限及び出荷制限 - 77 - <b>第1</b> 避難指示区域の住民に対する飲食物の摂取制限 - 77 - <b>第2</b> 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限 - 78 - <b>第3</b> 農林水産物の採取及び出荷制限 - 78 - <b>第4</b> 飲料水及び飲食物の供給 - 78 - <b>第10節</b> 原子力災害医療活動 - 78 - <b>第1</b> 原子力災害医療活動の基本的体制 - 78 - <b>第2</b> 県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制 - 80 - <b>第3</b> 原子力災害医療活動の実施 - 83 - <b>第4</b> 安定ヨウ素剤の服用 - 85 - <b>第5</b> メンタルヘルス対策 - 85 - <b>第11節</b> 救助・救急・消火活動 - 86 -

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
（1）資機材の確保 - 80 -		第1 資機材の確保 - 86 -
（2）応援要請 - 80 -		第2 応援要請 - 86 -
（3）緊急消防援助隊等への応援要請 - 80 -		第3 緊急消防援助隊等への応援要請 - 86 -
1 2 緊急輸送活動 - 81 -		第1 2 節 緊急輸送活動 - 86 -
（1）緊急輸送の順位 - 81 -		第1 緊急輸送の順位 - 86 -
（2）緊急輸送の範囲 - 81 -		第2 緊急輸送の範囲 - 85 -
（3）緊急輸送体制の確立 - 81 -		第3 緊急輸送体制の確立 - 86 -
（4）緊急輸送のための交通確保 - 81 -		第4 緊急輸送のための交通確保 - 87 -
1 3 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保 - 82 -		第1 3 節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保 - 87 -
（1）緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針 - 82 -		第1 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保方針 - 87 -
（2）緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標 - 82 -		第2 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標 - 87 -
（3）防護対策 - 82 -		第3 防護対策 - 88 -
（4）緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理 - 82 -		第4 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理 - 88 -
（5）防護資機材の確保 - 82 -		第5 防護資機材の確保 - 88 -
（6）防災関係機関との情報交換 - 83 -		第6 防災関係機関との情報交換 - 88 -
1 4 原子力被災者生活支援チームとの連携 - 83 -		第1 4 節 原子力被災者生活支援チームとの連携 - 88 -
1 5 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 - 83 -		第1 5 節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 - 89 -
第4 原子力災害中長期対策 - 83 -		第4 章 原子力災害中長期対策 - 90 -
1 放射性物質による環境汚染への対処 - 84 -		第1 節 放射性物質による環境汚染への対処 - 90 -
2 緊急事態解除宣言後の対応 - 84 -		第2 節 緊急事態解除宣言後の対応 - 90 -
（1）原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 - 84 -		第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 - 90 -
（2）各種制限措置の解除 - 84 -		第2 各種制限措置の解除 - 90 -
3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 - 84 -		第3 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 - 90 -
4 心身の健康相談体制の整備 - 84 -		第4 節 心身の健康相談体制の整備 - 90 -
5 災害地域住民に係る記録等の作成 - 84 -		第5 節 災害地域住民に係る記録等の作成 - 90 -

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><u>(1)</u> 災害地域住民の記録 - 84 -</p> <p><u>(2)</u> 影響調査の実施 - 84 -</p> <p><u>(3)</u> 災害対策措置状況の記録 - 84 -</p> <p><u>6</u> 適正な流通の促進 - 85 -</p> <p><u>(1)</u> 風評被害等の影響の軽減 - 85 -</p> <p><u>(2)</u> 物価の監視 - 85 -</p> <p><u>7</u> 被災者等の生活再建等の支援 - 85 -</p> <p><u>(1)</u> 被災者等の生活再建への支援 - 85 -</p> <p><u>(2)</u> 相談窓口の設置等 - 85 -</p> <p><u>(3)</u> 生活再建の推進 - 85 -</p> <p><u>8</u> 被災中小企業等に対する支援 - 85 -</p> <p><u>9</u> 復旧・復興事業からの暴力団排除 - 85 -</p> <p><u>10</u> 災害対策本部の解散 - 85 -</p> <hr style="border: 1px solid red;"/>		<p><u>第1</u> 災害地域住民の記録 - 90 -</p> <p><u>第2</u> 影響調査の実施 - 90 -</p> <p><u>第3</u> 災害対策措置状況の記録 - 90 -</p> <p><u>第6</u> 節 適正な流通の促進 - 91 -</p> <p><u>第1</u> 風評被害等の影響の軽減 - 91 -</p> <p><u>第2</u> 物価の監視 - 91 -</p> <p><u>第7</u> 節 被災者等の生活再建等の支援 - 91 -</p> <p><u>第1</u> 被災者等の生活再建への支援 - 91 -</p> <p><u>第2</u> 相談窓口の設置等 - 91 -</p> <p><u>第3</u> 生活再建の推進 - 91 -</p> <p><u>第8</u> 節 被災中小企業等に対する支援 - 91 -</p> <p><u>第9</u> 節 復旧・復興事業からの暴力団排除 - 91 -</p> <p><u>第10</u> 節 災害対策本部の解散 - 91 -</p> <p><u>参考資料</u> 「原子力災害対策指針」抜粋 - 92 -</p>

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><b>第1 総則</b></p> <p>(1 略)</p> <p><b>2 計画の性格</b></p> <p><u>(1) 福島県地域防災計画との関係</u></p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）」に準拠するものとする。</p> <p><u>(2) 市町村地域防災計画との関係</u></p> <p>市町村が地域防災計画<u>（原子力災害対策編）</u>を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本として、各市町村における具体的な計画を定めておくものとする。</p> <hr/> <p>なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>(2 (3)～(7) 略)</p> <p><b>3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え</b></p> <p>原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※本文については、章立ての変更以外の修正がある項目のみ記載する。</p> </div> <p>記載の適正化 旧第1・6から 転記</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(第1節 略)</p> <p><b>第2節 計画の性格</b></p> <p><b>第1 福島県地域防災計画との関係</b></p> <p>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）」に準拠するものとする。</p> <p><b>第2 市町村地域防災計画との関係</b></p> <p>市町村が地域防災計画_____を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本として、各市町村における具体的な計画を定めておくものとする。<u>この際、原子力災害対策重点区域の市町村は地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、それ以外の市町村はその特性に応じ必要な事項を関連する項目に記述するものとする。</u></p> <p>なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>(第2節第3～第7 略)</p> <p><b>第3節 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え</b></p> <p>原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくの影響をすぐに五感に感じることができず、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。</p>

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。</p> <p>このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、<u>原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の</u> <u>環境放射線モニタリング</u>（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の 応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。</p> <p><b>4 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提</b></p> <p>東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。</p> <p>このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）についても別に定められた。</p> <p>このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。</p> <p><b>5 緊急事態における判断基準</b></p> <p>原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等</p>	<p>「原子力災害対策指針」の内容に合わせた修正</p> <p>参考資料を明示</p>	<p>また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。</p> <p>このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、<u>放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング</u>（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の 応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。</p> <p><b>第4節 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提</b></p> <p>東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。</p> <p>このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）についても別に定められた。</p> <p style="text-align: center;"><u>参照：参考資料「原子力災害対策指針」抜粋（P. 87参照）</u></p> <p>このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。</p> <p><b>第5節 緊急事態における判断基準</b></p> <p>原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等</p>





## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新		
<p>※1 <u>福島第一原子力発電所の3, 4号機については、使用済燃料貯蔵槽から使用済燃料の取り出しが完了しているため、使用済燃料貯蔵槽の水位によるEALの適用が除外されている。</u></p> <p>※2 福島第一原子力発電所の場合は、3カ月平均のバックグラウンド+5 μSv/h以上</p> <p>※3 <u>原子力災害対策指針に記載されている基準を掲載しており、各事業所において個別のEALを設定している。</u></p> <p>（（2） 略）</p> <p><b>6 原子力災害対策重点区域の範囲</b></p> <p>本県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲を定めるに当たっては、</p>	<p>整理区分の 変更に伴う 修正</p>	<p>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p>（第2） 略</p>		<p>※1 福島第一原子力発電所の場合は、3カ月平均のバックグラウンド+5 μSv/h以上</p>	<p>（第2） 略</p>	<p><b>第6節 原子力災害対策重点区域の範囲</b></p> <p>本県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲を定めるに当</p>







## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>実施する。</p> <p><u>ア</u> 避難指示区域に係る防護措置</p> <p>警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始するものとする。</p> <p><u>イ</u> 避難指示区域でない区域に係る防護措置</p> <p>施設敷地緊急事態が発生した場合、住民等の屋内退避を準備するものとし、さらに、全面緊急事態に至った場合には、住民等の屋内退避を開始するものとする。</p> <p>なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることが基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準であるO I Lと照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。</p> <hr/> <p><u>(2)</u> 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置</p> <p>福島第二原子力発電所施設に係るE A Lは、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以下の区分に応じて実施する。</p> <p><u>ア</u> P A Zに係る防護措置</p> <p>警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、又は妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断</p>	<p>新第1章第7節 第2の記載に 統一</p> <p>掲載位置の 明示</p>	<p>実施する。</p> <p><u>1</u> 避難指示区域に係る防護措置</p> <p>警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始するものとする。</p> <p><u>2</u> <u>UPZ</u>に係る防護措置</p> <p>施設敷地緊急事態が発生した場合、住民等の屋内退避を準備するものとし、さらに、全面緊急事態に至った場合には、住民等の屋内退避を開始するものとする。</p> <p>なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることが基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準であるO I Lと照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。</p> <p><u>※（別表4-1）福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等（P. 7頁参照）</u></p> <p><u>第2</u> 福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置</p> <p>福島第二原子力発電所施設に係るE A Lは、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以下の区分に応じて実施する。</p> <p><u>1</u> P A Zに係る防護措置</p> <p>警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、又は妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医師が</p>

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>した者をいう。)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。また、原則として施設敷地緊急事態要避難者は避難を実施する。</p> <p>さらに、全面緊急事態に至った時点で、全ての住民等の避難を即時に実施する。</p> <p>なお、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <p><u>イ</u> UPZに係る防護措置</p> <p>原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難にあたっては緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にO I L 1（空間放射線量率 <math>500 \mu\text{Sv/h}</math>）を超える区域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目処にO I L 2（空間放射線量率 <math>20 \mu\text{Sv/h}</math>）を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。なお、一時移転の実施にあたっては、段階的避難やO I L に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を原則実施するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 避難指示区域における防護措置</p> <p>福島第二原子力発電所に係るEALは指針上、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については、福島第一原子力発電所と同様に実施するものとする。</p>	<p>掲載位置の 明示</p>	<p>判断した者をいう。)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。また、原則として施設敷地緊急事態要避難者は避難を実施する。さらに、全面緊急事態に至った時点で、全ての住民等の避難を即時に実施する。</p> <p>なお、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <p><u>2</u> UPZに係る防護措置</p> <p>原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難にあたっては緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にO I L 1（空間放射線量率 <math>500 \mu\text{Sv/h}</math>）を超える区域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目処にO I L 2（空間放射線量率 <math>20 \mu\text{Sv/h}</math>）を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。なお、一時移転の実施にあたっては、段階的避難やO I L に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を原則実施するものとする。</p> <p><u>3</u> 避難指示区域における防護措置</p> <p>福島第二原子力発電所に係るEALは指針上、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、福島第二原子力発電所の重点区域内に避難指示区域が設定されている現状にあることから、避難指示区域における防護措置については、福島第一原子力発電所と同様に実施するものとする。</p> <p><u>※（別表4-2）福島第二原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等（P.8参照）</u></p>

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新																																										
<p style="text-align: center;">(表4) 本県における防護措置等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">判断基準</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">福島第一原子力発電所</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">福島第二原子力発電所</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">原子力災害対策重点区域 重点区域外市村</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">警戒事態 (AL)</th> <th style="width: 20%;">避難指示区域 区域 (UPZ)</th> <th style="width: 15%;">避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)</th> <th style="width: 15%;">避難指示区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">                     原子力施設の状 況に応じた判断 (EAL)                       施設敷地 緊急事態 (SE)                       全面緊急 事態 (GE)                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     一時立入を中止                      ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去準備                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     屋内退避を開始                      —                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     要配慮者等の避難準備                      ○要配慮者等の退避実施                      ○住民等（要配慮者等以 外の）避難準備                      ○安定ヨウ素剤の服用 準備（配布等）                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     屋内退避を開始                      ○避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     一時立入を中止                      ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去準備                 </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">                     原子力災害対策 重点区域外市村                       (備忘録) 避難計画・市町村避難計 画に基づく対応                       PAZ内要配慮者等の避難準備 (避難先確保等)への協力                       ○PAZ内要配慮者等の受け入れ                      ○PAZ内住民等（要配慮者等以 外の）避難準備（避難先確保等） への協力                       ○PAZ内住民等の避難受け入れ                      ○UPZ内住民等の避難・一時移 転、体表除染等の準備（避難・一 時移転先・避難・除染時除染場所の 確保等）への協力                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     一時立入を中止                      ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去開始                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施                      1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施                      1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     要配慮者等の避難準備                      ○住民等への安定ヨウ 素剤の服用指示                      ○屋内退避を開始                      ○安定ヨウ素剤の服用 準備（配布等）                      ○避難・一時移転、避難                      退避時検査及び簡易除 染の準備（避難・一時移 転先、輸送手段、当該換 査及び簡易除染場所の 確保等）                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     一時立入を中止                      ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去準備                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施                      1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施                 </td> </tr> </tbody> </table>	判断基準	福島第一原子力発電所		福島第二原子力発電所		原子力災害対策重点区域 重点区域外市村	警戒事態 (AL)	避難指示区域 区域 (UPZ)	避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)	避難指示区域	原子力施設の状 況に応じた判断 (EAL)  施設敷地 緊急事態 (SE)  全面緊急 事態 (GE)	一時立入を中止 ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去準備	屋内退避を開始 —	要配慮者等の避難準備 ○要配慮者等の退避実施 ○住民等（要配慮者等以 外の）避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用 準備（配布等）	屋内退避を開始 ○避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)	一時立入を中止 ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去準備	原子力災害対策 重点区域外市村  (備忘録) 避難計画・市町村避難計 画に基づく対応  PAZ内要配慮者等の避難準備 (避難先確保等)への協力  ○PAZ内要配慮者等の受け入れ ○PAZ内住民等（要配慮者等以 外の）避難準備（避難先確保等） への協力  ○PAZ内住民等の避難受け入れ ○UPZ内住民等の避難・一時移 転、体表除染等の準備（避難・一 時移転先・避難・除染時除染場所の 確保等）への協力	一時立入を中止 ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去開始	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施	要配慮者等の避難準備 ○住民等への安定ヨウ 素剤の服用指示 ○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用 準備（配布等） ○避難・一時移転、避難 退避時検査及び簡易除 染の準備（避難・一時移 転先、輸送手段、当該換 査及び簡易除染場所の 確保等）	一時立入を中止 ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去準備	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施	表の修正	<p style="text-align: center;">(別表4-1) 福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区域区分</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">原子力災害対策重点区域</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">原子力災害対策重点区域以外の区域</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">避難指示区域</th> <th style="width: 20%;">緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)</th> <th style="width: 15%;">避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)</th> <th style="width: 15%;">避難受け入れ OIL1又はOIL2 を超えた区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">                     原子力施設の状況に 応じた判断 (EAL)                       全面緊急事態 (OIL1) 20μSv/h超 (OIL2)                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     警戒事態 (AL)                      ○一時立入を中止                      ○避難指示区域に一時 立入している住民等の 退去準備                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     屋内退避を開始                      —                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     屋内退避を開始                      ○UPZ内住民等の避難・一時移 転、体表除染等の準備（避難・一時移 転先・避難退避時除染場所の確保等） への協力                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     数時間以内を目処に区域を 特定し、避難を実施                      1日以内を目処に区域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     全面緊急事態 (GE)                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施                      1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施                      1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     数時間以内を目処に区域を 特定し、避難を実施                      1日以内を目処に区域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     数時間以内を目処に区域を 特定し、避難を実施                      1日以内を目処に区域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施                 </td> </tr> </tbody> </table>	区域区分	原子力災害対策重点区域		原子力災害対策重点区域以外の区域		避難指示区域	緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)	避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)	避難受け入れ OIL1又はOIL2 を超えた区域	原子力施設の状況に 応じた判断 (EAL)  全面緊急事態 (OIL1) 20μSv/h超 (OIL2)	警戒事態 (AL) ○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時 立入している住民等の 退去準備	屋内退避を開始 —	屋内退避を開始 ○UPZ内住民等の避難・一時移 転、体表除染等の準備（避難・一時移 転先・避難退避時除染場所の確保等） への協力	数時間以内を目処に区域を 特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施	全面緊急事態 (GE)	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施	数時間以内を目処に区域を 特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施	数時間以内を目処に区域を 特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施
判断基準		福島第一原子力発電所		福島第二原子力発電所			原子力災害対策重点区域 重点区域外市村																																					
	警戒事態 (AL)	避難指示区域 区域 (UPZ)	避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)	避難指示区域																																								
原子力施設の状 況に応じた判断 (EAL)  施設敷地 緊急事態 (SE)  全面緊急 事態 (GE)	一時立入を中止 ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去準備	屋内退避を開始 —	要配慮者等の避難準備 ○要配慮者等の退避実施 ○住民等（要配慮者等以 外の）避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用 準備（配布等）	屋内退避を開始 ○避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)	一時立入を中止 ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去準備	原子力災害対策 重点区域外市村  (備忘録) 避難計画・市町村避難計 画に基づく対応  PAZ内要配慮者等の避難準備 (避難先確保等)への協力  ○PAZ内要配慮者等の受け入れ ○PAZ内住民等（要配慮者等以 外の）避難準備（避難先確保等） への協力  ○PAZ内住民等の避難受け入れ ○UPZ内住民等の避難・一時移 転、体表除染等の準備（避難・一 時移転先・避難・除染時除染場所の 確保等）への協力																																						
	一時立入を中止 ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去開始	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施	要配慮者等の避難準備 ○住民等への安定ヨウ 素剤の服用指示 ○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用 準備（配布等） ○避難・一時移転、避難 退避時検査及び簡易除 染の準備（避難・一時移 転先、輸送手段、当該換 査及び簡易除染場所の 確保等）	一時立入を中止 ○避難指示区域に 一時立入している 住民等の退去準備		数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施																																					
区域区分	原子力災害対策重点区域		原子力災害対策重点区域以外の区域																																									
	避難指示区域	緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)	避難指示区域及び PAZを除く区域 (UPZ)	避難受け入れ OIL1又はOIL2 を超えた区域																																								
原子力施設の状況に 応じた判断 (EAL)  全面緊急事態 (OIL1) 20μSv/h超 (OIL2)	警戒事態 (AL) ○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時 立入している住民等の 退去準備	屋内退避を開始 —	屋内退避を開始 ○UPZ内住民等の避難・一時移 転、体表除染等の準備（避難・一時移 転先・避難退避時除染場所の確保等） への協力	数時間以内を目処に区域を 特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施																																								
	全面緊急事態 (GE)	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施	数時間以内を目処に区 域を特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域 を特定し、一週間程度 内に一時特殊を実施	数時間以内を目処に区域を 特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施	数時間以内を目処に区域を 特定し、避難を実施 1日以内を目処に区域を特 定し、一週間程度内に一時移 転を実施																																							

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新																				
		<p style="text-align: center;">(別表4-2) 福島第二原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区域区分等</th> <th style="width: 15%;">原子力災害防護重点区域</th> <th style="width: 15%;">原子力災害防護重点区域以外の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">                     緊急事態区分等                      警戒事態 (A1)                      警戒事態 (S E)                      原子力施設の状態に応じた判断 (EAL)                 </td> <td>                     一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備                 </td> <td>                     避難受入計画                      P A Z I 内要配慮者等の避難準備 (避難先確保等)への協力                 </td> </tr> <tr> <td>                     一時立入している住民等の退去開始                 </td> <td>                     P A Z I 内住民等の避難受け入れ                      O P A Z I 内住民等 (要配慮者等以外) の避難準備 (避難先確保等) への協力                 </td> </tr> <tr> <td>                     全面的な緊急事態 (G B)                 </td> <td>                     住民等の避難実施                      住民等への安定ヨウ素剤の服用指示                 </td> <td>                     数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施                 </td> </tr> <tr> <td>                     500μSv/h 超 (O I L 1)                      20μSv/h 超 (O I L 2)                 </td> <td>                     屋内退避を開始                      安定ヨウ素剤の服用準備 (便布等)                      避難・一時移転、避難退避時検査及び体内汚染の準備 (避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び体内汚染検査の確保等)                 </td> <td>                     数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施                 </td> </tr> <tr> <td>                     500μSv/h 超 (O I L 1)                      20μSv/h 超 (O I L 2)                 </td> <td>                     住民等への安定ヨウ素剤の服用指示                 </td> <td>                     数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施                 </td> </tr> <tr> <td>                     500μSv/h 超 (O I L 1)                      20μSv/h 超 (O I L 2)                 </td> <td>                     屋内退避を開始                      安定ヨウ素剤の服用準備 (便布等)                      避難・一時移転、避難退避時検査及び体内汚染の準備 (避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び体内汚染検査の確保等)                 </td> <td>                     数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※防護重点区域緊急事態要配慮者のうち、直ちに U P Z I 外の避難等への避難を実施することにより、健康リスクが低まると判断される者については、安全で適切な実施ができる準備が整うまで、避難の妨げ等の顕著な効果や気密性の高い建築物に一時対応を最大限とするなどの措置が必要となる。</p>	区域区分等	原子力災害防護重点区域	原子力災害防護重点区域以外の区域	緊急事態区分等 警戒事態 (A1) 警戒事態 (S E) 原子力施設の状態に応じた判断 (EAL)	一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	避難受入計画 P A Z I 内要配慮者等の避難準備 (避難先確保等)への協力	一時立入している住民等の退去開始	P A Z I 内住民等の避難受け入れ O P A Z I 内住民等 (要配慮者等以外) の避難準備 (避難先確保等) への協力	全面的な緊急事態 (G B)	住民等の避難実施 住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	500μSv/h 超 (O I L 1) 20μSv/h 超 (O I L 2)	屋内退避を開始 安定ヨウ素剤の服用準備 (便布等) 避難・一時移転、避難退避時検査及び体内汚染の準備 (避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び体内汚染検査の確保等)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	500μSv/h 超 (O I L 1) 20μSv/h 超 (O I L 2)	住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	500μSv/h 超 (O I L 1) 20μSv/h 超 (O I L 2)	屋内退避を開始 安定ヨウ素剤の服用準備 (便布等) 避難・一時移転、避難退避時検査及び体内汚染の準備 (避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び体内汚染検査の確保等)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
区域区分等	原子力災害防護重点区域	原子力災害防護重点区域以外の区域																				
緊急事態区分等 警戒事態 (A1) 警戒事態 (S E) 原子力施設の状態に応じた判断 (EAL)	一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	避難受入計画 P A Z I 内要配慮者等の避難準備 (避難先確保等)への協力																				
	一時立入している住民等の退去開始	P A Z I 内住民等の避難受け入れ O P A Z I 内住民等 (要配慮者等以外) の避難準備 (避難先確保等) への協力																				
全面的な緊急事態 (G B)	住民等の避難実施 住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施																				
500μSv/h 超 (O I L 1) 20μSv/h 超 (O I L 2)	屋内退避を開始 安定ヨウ素剤の服用準備 (便布等) 避難・一時移転、避難退避時検査及び体内汚染の準備 (避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び体内汚染検査の確保等)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施																				
500μSv/h 超 (O I L 1) 20μSv/h 超 (O I L 2)	住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施																				
500μSv/h 超 (O I L 1) 20μSv/h 超 (O I L 2)	屋内退避を開始 安定ヨウ素剤の服用準備 (便布等) 避難・一時移転、避難退避時検査及び体内汚染の準備 (避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び体内汚染検査の確保等)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施																				

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>((3) 略)</p> <p><u>(4)</u> 重点区域外における防護措置</p> <p>重点区域外における防護措置の具体的な範囲及び実施については、国の原子力災害対策本部が原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合に、施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて必要に応じて判断する。_____</p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <hr style="border: 0.5px solid red;"/>	<p>旧第1-6-(2) から転記</p>	<p>(第3 略)</p> <p>第4 重点区域外における防護措置</p> <p>重点区域外における防護措置の具体的な範囲及び実施については、国の原子力災害対策本部が原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合に、施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて必要に応じて判断する。<u>県は重点区域以外の市町村に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、及び健康診断の実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供等を行う。</u></p>





## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新	
東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。	記載位置を 建制順に修正     記載位置を 建制順に修正	東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。
東北地方環境事務所	<u>原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。</u>		_____	_____
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。		関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
_____	_____		東北地方整備局	<u>1 国道の通行確保に関すること。</u> <u>2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。</u>
_____	_____		福島河川国道事務所 郡山国道事務所 磐城国道事務所	_____
東北運輸局 福島運輸支局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。	東北運輸局 福島運輸支局	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。	
東京航空局 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。	東京航空局 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。	

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新		
福島地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ol>	記載位置を 建制順に修正	福島地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</li> <li>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ol>	
福島海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶に対する広報に関すること。</li> <li>2 海上における治安の維持に関すること。</li> <li>3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</li> <li>4 海上における救助・救急に関すること。</li> <li>5 緊急輸送を行うための支援に関すること。</li> </ol>		福島海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶に対する広報に関すること。</li> <li>2 海上における治安の維持に関すること。</li> <li>3 海上における緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</li> <li>4 海上における救助・救急に関すること。</li> <li>5 緊急輸送を行うための支援に関すること。</li> </ol>	
<u>東北総合通信局</u>	<u>電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。</u>		記載位置を 建制順に修正	_____	_____
<u>東北地方整備局</u> <u>福島河川国道事務所</u> <u>所郡山国道事務所</u> <u>磐城国道事務所</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>国道の通行確保に関すること。</u></li> <li>2 <u>道路情報表示による災害情報の提供に関すること。</u></li> </ol>		記載位置を 建制順に修正	_____	_____

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新	
<p><u>福島労働局</u></p>	<p><u>1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</u></p> <p><u>2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。</u></p>	<p>記載位置を 建制順に修正</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>記載位置を 建制順に修正</p>	<p><u>東北地方環境事務所</u></p>	<p><u>原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災にかかる協力に関すること。</u></p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>一般災害対策編 に合わせて 追加</p>	<p><u>東北防衛局</u></p>	<p><u>1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整</u></p> <p><u>2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整</u></p> <p><u>3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公 共同体への連絡</u></p>
<p>(第1-8 (7) ~第2-27 略)</p>			<p>(第1章第8節第7~第10節 略)</p>	





## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><b>4 医療関係者等の参加・連携による体制の構築</b></p> <p>県〔健康衛生総室〕は、実効的な医療分野における原子力災害対策が行われるよう原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者と密接な連携を図り、<u>医療関係者</u>に対する基礎的な研修や実践的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p>また、原子力災害拠点病院等は、国や県の支援の下、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備を行うとともに、医療従事者への教育や研修を行うなど組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(16～23 略)</p> <p><b>24 特定事象未達の事象に対する体制の整備</b></p> <p>県〔危機管理総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、原災法第10条に定める特定事象未達（<u>5</u>マイクロシーベルト未達の放射能(放射線)放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておくものとする。</p> <p>(25～27 略)</p>	<p>「原子力災害対策指針」の改正内容を反映</p> <p>記載の統一</p>	<p><b>第4 医療関係者等の参加・連携による体制の構築</b></p> <p>県〔健康衛生総室〕は、実効的な医療分野における原子力災害対策が行われるよう原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者と密接な連携を図り、<u>原子力災害医療体制の下で原子力災害医療に携わる者</u>に対する基礎的な研修や実践的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p>また、原子力災害拠点病院等は、国や県の支援の下、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備を行うとともに、医療従事者への教育や研修を行うなど組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>(第16節～第23節 略)</p> <p><b>第24節 特定事象未達の事象に対する体制の整備</b></p> <p>県〔危機管理総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、原災法第10条に定める特定事象未達（<u>毎時5</u>マイクロシーベルト未達の放射能(放射線)放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておくものとする。</p> <p>(第25節～第27節 略)</p>



## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>((2) ア、イ 略)</p> <p><b>(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制）</b></p> <p>発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。</p> <p><b>※参照</b> 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）_____</p> <p>((3) ア～ウ 略)</p> <p><b>エ 県が行う連絡〔危機管理総室〕</b></p> <p>県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うものとする。</p> <p>(7) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡するものとする。</p> <p>(4) 県〔危機管理総室〕は、発電所からの通報がない状態において、県〔危機管理総室〕が設置しているモニタリングポスト等により施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値（<u>5マイクロシーベルト/時</u>）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。</p> <p><b>また、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3ヶ月平均）+5マイクロシーベルト/時検出時</b> _____とする。</p> <p>なお、県〔危機管理総室〕から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転</p>	<p>掲載位置の 明示</p> <p>記載の統一</p> <p>「原子力災害 対策指針」の 記載に合わせ た修正</p>	<p>(第2-1、2 略)</p> <p><b>第3 施設敷地緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制）</b></p> <p>発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。</p> <p><b>※別図1</b> 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）<u>(P.39参照)</u></p> <p>(第3-1～3 略)</p> <p><b>4 県が行う連絡〔危機管理総室〕</b></p> <p>県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡するものとする。</p> <p>(2) 県〔危機管理総室〕は、発電所からの通報がない状態において、県〔危機管理総室〕が設置しているモニタリングポスト等により施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値（<u>毎時5マイクロシーベルト</u>）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。</p> <p><b>ただし、避難指示区域に設置しているモニタリングポスト等については、バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）+毎時5マイクロシーベルトの検出を発見した場合とする。</b></p> <p>なお、県〔危機管理総室〕から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転</p>





# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>○通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）</p> <p>福島第一・福島第二原子力発電所 (原子力防災管理者)</p> <p>福島県 (災害対策本部・原子力安全対策課)</p> <p>福島県環境創造センター環境放射線センター</p> <p>〈立地町〉 福島第一 大南町、双葉町 福島第二 楢葉町、富岡町</p> <p>関係周辺市町村 県警察本部（災害対策課） 関係周辺市町村を管轄する警察署 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 関係周辺市町村を管轄する 消防本部・消防署 海上保安庁福島海上保安部</p> <p>〈県関係機関〉 各地方振興局 地域医療課 環境創造センター 環境創造センター福島支所 消防防災航空センター</p> <p>〈県庁内〉 県庁内各部署主管課 県庁内各部署内局主管課 教育庁教育総務課 病院局病院経営課 広報課</p> <p>県内市町村〈関係13市町村を除く〉</p> <p>県内消防本部〈関係消防本部を除く〉</p> <p>〈指定地方行政機関・指定公共機関〉 海上保安庁第二管区海上保安本部 福島県漁業無線局 消防庁 量子科学技術研究開発機構 日本原子力研究開発機構 陸自東北方面総監部 陸自第44普通科連隊 日本赤十字社福島県支部 福島県診療放射線技師会 福島県立医科大学附属病院 福島地方気象台 東北地方整備局福島河川国道事務所 東北地方整備局陸川国道事務所 東北地方整備局陸羽国道事務所 NEXCO東日本東北支社 JR東日本仙台支社 JR東日本仙台支社福島支店 JR東日本水戸支社 福島県バス協会 福島交通 会津乗合自動車 新常盤交通 NTT東日本福島支店 東北電力福島支店</p> <p>〈隣接県〉 宮城県、茨城県、新潟県</p> <p>凡例 原子力発電所からの通報（情報収集事態、警戒事態、第10条、第15条通報） 県からの通報連絡（情報収集事態、警戒事態、第10条、第15条通報） 国からの通報連絡（情報収集事態、警戒事態）</p> <p>※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。</p>	<p>図番号の追加</p>	<p>○通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）</p> <p>福島第一・福島第二原子力発電所 (原子力防災管理者)</p> <p>福島県 (災害対策本部・原子力安全対策課)</p> <p>福島県環境創造センター環境放射線センター</p> <p>〈立地町〉 福島第一 大南町、双葉町 福島第二 楢葉町、富岡町</p> <p>関係周辺市町村 県警察本部（災害対策課） 関係周辺市町村を管轄する警察署 双葉地方広域市町村圏組合消防本部 関係周辺市町村を管轄する 消防本部・消防署 海上保安庁福島海上保安部</p> <p>〈県関係機関〉 各地方振興局 地域医療課 環境創造センター 環境創造センター福島支所 消防防災航空センター</p> <p>〈県庁内〉 県庁内各部署主管課 県庁内各部署内局主管課 教育庁教育総務課 病院局病院経営課 広報課</p> <p>県内市町村〈関係13市町村を除く〉</p> <p>県内消防本部〈関係消防本部を除く〉</p> <p>〈指定地方行政機関・指定公共機関〉 海上保安庁第二管区海上保安本部 福島県漁業無線局 消防庁 量子科学技術研究開発機構 日本原子力研究開発機構 陸自東北方面総監部 陸自第44普通科連隊 日本赤十字社福島県支部 福島県診療放射線技師会 福島県立医科大学附属病院 福島地方気象台 東北地方整備局福島河川国道事務所 東北地方整備局陸川国道事務所 東北地方整備局陸羽国道事務所 NEXCO東日本東北支社 JR東日本仙台支社 JR東日本仙台支社福島支店 JR東日本水戸支社 福島県バス協会 福島交通 会津乗合自動車 新常盤交通 NTT東日本福島支店 東北電力福島支店</p> <p>〈隣接県〉 宮城県、茨城県、新潟県</p> <p>凡例 原子力発電所からの通報（情報収集事態、警戒事態、第10条、第15条通報） 県からの通報連絡（情報収集事態、警戒事態、第10条、第15条通報） 国からの通報連絡（情報収集事態、警戒事態）</p> <p>※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。</p>



## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新																					
<p><b>3 活動体制の確立</b></p> <p><b>(1) 職員の設置基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 35%;">配備体制</th> <th style="width: 50%;">配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備</td> <td>関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕</td> <td>1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒配備</td> <td>関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕</td> <td>1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒本部体制</td> <td>関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕</td> <td>1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕</td> <td>1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と認めたとき。 2 原子力事業者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた場合又は県が設置しているモニタ</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備時期	警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。	特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。	特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。	災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と認めたとき。 2 原子力事業者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた場合又は県が設置しているモニタ	<p>記載内容の整理</p> <p>※新第3節について、次の修正を行った。</p> <p>①新たな項目の追加</p> <p>②既存の項目の記載順変更</p> <p>③既存の項目への諸般の追記</p> <p>現行の記載のまま記載順を変更しただけの文言については黒字とし、追加・修正を行った文言等は赤字とした</p>	<p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p><b>第1 県災害対策本部の設置及び組織</b></p> <p><b>1 県災害対策本部の設置</b></p> <p><b>(1) 設置基準</b></p> <p>知事は、発電所に事故が発生し、次のいずれかに該当する場合には、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、非常配備の体制をとるものとする。なお、災害対策本部を設置した場合には、国〔原子力規制委員会、消防庁〕に連絡するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 発電所の原子力防災管理者から警戒事態（自然災害による場合を除く）発生のお知らせを受け、知事が必要と認めた場合</td> </tr> <tr> <td>2 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生のお知らせを受けた場合</td> </tr> <tr> <td>3 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生のお知らせを行うべき数値（<u>毎時5マイクロシーベルト</u>）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合（<u>ただし、避難指示区域に設置しているモニタリングポスト等については、バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）+毎時5マイクロシーベルトの検出を発見した場合とする。</u>）</td> </tr> <tr> <td>4 原災法第15条第2項の規定に基づき内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合</td> </tr> <tr> <td>5 その他知事が必要と認めたとき</td> </tr> </tbody> </table>	設置基準	1 発電所の原子力防災管理者から警戒事態（自然災害による場合を除く）発生のお知らせを受け、知事が必要と認めた場合	2 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生のお知らせを受けた場合	3 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生のお知らせを行うべき数値（ <u>毎時5マイクロシーベルト</u> ）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合（ <u>ただし、避難指示区域に設置しているモニタリングポスト等については、バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）+毎時5マイクロシーベルトの検出を発見した場合とする。</u> ）	4 原災法第15条第2項の規定に基づき内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合	5 その他知事が必要と認めたとき
配備区分	配備体制	配備時期																					
警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。																					
特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。																					
特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。 2 その他特に副知事が必要と認めたとき。																					
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕	1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と認めたとき。 2 原子力事業者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた場合又は県が設置しているモニタ																					
設置基準																							
1 発電所の原子力防災管理者から警戒事態（自然災害による場合を除く）発生のお知らせを受け、知事が必要と認めた場合																							
2 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生のお知らせを受けた場合																							
3 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生のお知らせを行うべき数値（ <u>毎時5マイクロシーベルト</u> ）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合（ <u>ただし、避難指示区域に設置しているモニタリングポスト等については、バックグラウンドの毎時の放射線量（3か月平均）+毎時5マイクロシーベルトの検出を発見した場合とする。</u> ）																							
4 原災法第15条第2項の規定に基づき内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合																							
5 その他知事が必要と認めたとき																							



# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><b>ウ</b> 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（<u>5マイクロシーベルト/時</u>）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合（<u>なお、避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量（3ヶ月平均）+5マイクロシーベルト/時検出時とする。</u>）</p> <p><b>エ</b> 原災法第15条第2項の規定に基づき内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を发出した場合</p> <p><b>オ</b> その他知事が必要と認めたとき</p> <p><b>(3) 災害対策本部における活動</b></p> <p>本部長（知事）及び関係市町村長は、相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を发出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。</p> <p>また、内閣総理大臣により緊急事態宣言が发出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施するものとし、本部長（知事）は関係市町村が行う住民避難等の応急対策の実施ための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、助言及び支援を行うものとする。</p> <p>なお、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県の対応状況等について、関係市町村及び関係機関に対する連絡や報道要請による広報を定期的実施することにより、県民の安全確保に努めるものとする。</p> <p>※災害対策本部の所掌事務</p> <p>(7) 災害対策の総括に関すること。</p> <p>(4) 原子力現地災害対策本部の組織、派遣要員に関すること。</p> <p>(7) 災害情報の収集に関すること。</p> <p>(エ) 応急対策の決定、実施に関すること。</p> <p>（緊急時モニタリング、原子力災害医療、警備等現地での対応を除く）</p>	<p>旧第3-3-(4)から記載順を変更</p>	<p style="text-align: center;">(表5) 福島県災害対策本部組織編成表</p> <p><b>(2) 災害対策本部の事務分掌</b></p> <p><b>ア</b> 災害対策本部部・班共通事務分掌</p> <p>(7) 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。</p> <p>(イ) 管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。</p> <p>(ウ) 関係する各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。</p> <p>(エ) 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(オ) 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。</p> <p>(カ) 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。</p> <p>(キ) 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。</p> <p>(ク) 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。</p>







## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新			
<p>(表5) 福島県災害対策本部組織編成表</p>		<p>企 画 調 整 部</p>	<p>企 画 調 整 班</p>	<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。</p>	<p>総括班</p>
				<p>3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。</p>	<p>活動支援班</p>
				<p>4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 5 企画調整ユニットとの連携に関すること。</p>	<p>総括班</p>
				<p>6 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。</p>	<p>関係班</p>
		<p>地 域 づ く り 班</p>		<p>1 各部各班、事務局各班の応援に関すること。</p>	<p>活動支援班</p>
		<p>情 報 統 計 班</p>		<p>1 通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関すること。</p>	<p>活動支援班</p>
		<p>避 難 地 域 復 興 部</p>	<p>避 難 地 域 復 興 班</p>	<p>1 駐在先市町村の被害状況の把握に関すること。</p>	<p>情報班</p>
				<p>2 駐在先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整に関すること。</p>	<p>総括班</p>
				<p>3 東日本大震災に係る災害救助法に基づく経費の支弁に関すること。 4 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度に関すること。 5 東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。 6 東日本大震災に係る賃貸型応急住宅に関すること（制度構築等）。</p>	<p>被災者支援班</p>
		<p>文 化 ス ポ ー ツ 部</p>	<p>文 化 ス ポ ー ツ 班</p>	<p>1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関すること。</p>	<p>情報班</p>
				<p>2 文化施設、体育施設等の被害に関すること。</p>	<p>情報班 活動支援班</p>
		<p>生 活</p>	<p>生 活 環 境 班</p>	<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 生活交通関係の被害の調査に関すること。</p>	<p>総括班</p>
				<p>3 男女共同参画に係る施設の被害の調査</p>	<p>情報班</p>

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新						
<p>(表6) 福島県災害対策本部事務局組織（原子力）</p> <p>ア 事務局体制</p> <p>【組織図】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">事務局次長（危機管理課長）</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事務局次長（危機管理課長）</td> <td style="padding: 5px;">↓</td> </tr> </table> </div> <p><b>班及び構成</b></p> <p><b>総括班（総員36名）</b></p> <p>&lt;ユニット&gt;</p> <p>① 指揮調整ユニット ② 企画調整ユニット ③ 庁内連携ユニット ④ 受援連携ユニット</p> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>班 長：災害対策課長 副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹 班 員： (ユニットリーダーの管理職) 消防保安課副課長1名、原子力安全対策課主幹1名 企画調整部及び病院局から各1名 (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各1名 総務部及び企画調整部から各1名 (その他の者) 災害対策課及び原子力安全対策課から各3名 危機管理課及び消防保安課から各1名 総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各2名 商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各1名</p> <p><b>避難支援班（総員24名）</b></p> <p>&lt;ユニット&gt;</p> <p>① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット</p> <p>&lt;構成員&gt;</p>	事務局次長（危機管理課長）	↓	事務局次長（危機管理課長）	↓		環	<p>に関すること。</p> <p>4 避難所運営等における人権・男女共参画に関すること。</p> <p>5 外国人等の要配慮者対策に関すること。</p> <p>6 発災時以降における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。</p> <p>7 被災地区における消費者保護対策に関すること。</p> <p>8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関すること。</p> <p>9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。</p> <p>10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。</p> <p>11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。</p>	<p>避難支援班</p> <p>情報班</p> <p>関係班</p> <p>物資班</p> <p>活動支援班</p> <p>総括班</p> <p>関係班</p>
事務局次長（危機管理課長）	↓							
事務局次長（危機管理課長）	↓							
		環境共生班	<p>1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関すること。</p> <p>2 被災地における環境汚染（水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関すること。</p>	<p>情報班</p> <p>関係班</p>				
		環境保全班	<p>1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p>2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関すること。</p> <p>3 災害廃棄物処理に係る市町村への応援職員ニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</p>	<p>総括班</p> <p>関係班</p> <p>総括班</p>				
		保 健 福 祉	保健福祉班	<p>1 部内各班の連絡調整に関すること。</p> <p>2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関すること。</p> <p>3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。</p> <p>4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。</p>	<p>総括班</p> <p>情報班</p>			

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新		
<p>班 長：生活環境総務課長 副班長：避難者支援課長、技術管理課長 班 員： (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 災害対策課から各1名 避難地域復興局及び土木部から各1名 (その他の者) 消防保安課から3名、原子力安全対策課から2名 危機管理課及び災害対策課から各1名 生活環境部から3名、教育庁から2名 企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各1名</p>		部	<p>5 要配慮者対策に係る部内の調整に関する こと。 6 被災地におけるメンタルヘルスケアに 係る部内の調整に関する こと。 7 災害時における国民健康保険被保険者 等の保険診療支援等に関する こと。 8 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)の養成、派遣に関する こと。 9 災害対策本部事務局への保健医療福祉 調整本部職員の派遣に関する こと。</p>	関係班
			<p>10 福祉避難所に係る部内の調整に関する こと。</p>	避難支援班
			<p>11 部内の災害対応要員の確保及びローテ ーションに関する こと。</p>	活動支援班
			<p>12 部内における国、他県等からの応援職 員の把握に関する こと。 13 部内他班の所掌に属しない事務に関する こと。</p>	総括班
<p><b>情報班（総員38名）</b> &lt;ユニット&gt; ① 即報作成・広報ユニット ② 人的被害・住家被害情報ユニット ③ インフラ被害情報ユニット ④ 問合せ対応ユニット &lt;構成員&gt; 班 長：県民広聴室長 副班長：企画総務課長、統計課主幹 班 員： (ユニットリーダーの管理職) 総務部及び生活環境部から各1名 (ユニットリーダーの主任主査又は主査) 保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育 庁から各1名 (その他の者) 災害対策課から3名、消防保安課から2名 危機管理課及び原子力安全対策課から各1名 生活環境部、農林水産部及び教育庁から各3名 総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各2名 企画調整部、病院局及び企業局から各1名</p>		生活福祉班	<p>1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施 設、障害福祉サービス事業所及び障害者 支援施設の被害の調査に関する こと。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集 及び整理に関する こと。 3 被災者に対する生活福祉資金の貸付け に関する こと。</p>	情報班
			<p>4 社会福祉協議会（ボランティアセンタ ー）との連絡体制に関する こと。</p>	情報班 活動支援班
			<p>5 高齢者、障がい者、難病患者等の要配 慮者対策に関する こと。 6 被災地における障がい者の援護対策に 関する こと。 7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施 設、障害福祉サービス事業所及び障害者支 援施設の応急復旧に関する こと。 8 被災地における高齢者等のメンタルヘ ルスケアに関する こと。</p>	関係班
			<p>9 福祉避難所に関する こと（生活福祉班 が所掌するものに限る。）。</p>	避難支援班
			<p>10 災害義援金の受入れ及び配分手続き等 に係る庁内調整に関する こと。</p>	総括班
<p><b>活動支援班（総員21名）</b> &lt;ユニット&gt; ① 安全監理調整ユニット ② 活動支援ユニット ③ 予算・経理ユニット ④ 防災行政無線ユニット</p>				

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新									
<p>&lt;構成員&gt;            班 長：人事課長            副班長：行政経営課管理職、危機管理部部主幹            班 員：            （ユニットリーダーの主任主査又は主査）            災害対策課から3名、総務部及び出納局から各1名            （その他の者）            危機管理課から2名、総務部から6名、教育庁から4名            出納局から1名</p>	<p>「防災基本計画」の記載に合わせた修正</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">健康衛生班</td> <td style="width: 65%;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関する事。</li> <li>2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関する事。</li> </ol> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">情報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 被災地における飲料水の供給に関する事。</li> </ol> </td> <td style="text-align: center;">総括班</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 被災地における感染症の予防に関する事。</li> <li>5 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関する事。</li> <li>6 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。</li> <li>8 災害時における応急医療の提供及び助産に関する事。（統括災害医療コーディネーターによるDMAT及び医療救護班の調整等並びに災害時小児周産期リエゾンによる小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を含む。）</li> <li>9 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関する事。</li> <li>10 環境衛生に関する事。</li> <li>11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。</li> <li>12 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関する事。</li> <li>13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関する事。</li> <li>14 <u>家庭動物</u> 救護対策に関する事。</li> <li>15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関する事。</li> <li>16 遺体の処理（検案や広域火葬調整等）の実施に関する事。</li> <li>17 被災地における毒物及び劇物の管理に関する事。</li> </ol> </td> <td style="text-align: center;">関係班</td> </tr> </table>	健康衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関する事。</li> <li>2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関する事。</li> </ol>	情報班		<ol style="list-style-type: none"> <li>3 被災地における飲料水の供給に関する事。</li> </ol>	総括班		<ol style="list-style-type: none"> <li>4 被災地における感染症の予防に関する事。</li> <li>5 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関する事。</li> <li>6 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。</li> <li>8 災害時における応急医療の提供及び助産に関する事。（統括災害医療コーディネーターによるDMAT及び医療救護班の調整等並びに災害時小児周産期リエゾンによる小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を含む。）</li> <li>9 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関する事。</li> <li>10 環境衛生に関する事。</li> <li>11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。</li> <li>12 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関する事。</li> <li>13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関する事。</li> <li>14 <u>家庭動物</u> 救護対策に関する事。</li> <li>15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関する事。</li> <li>16 遺体の処理（検案や広域火葬調整等）の実施に関する事。</li> <li>17 被災地における毒物及び劇物の管理に関する事。</li> </ol>	関係班
健康衛生班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関する事。</li> <li>2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関する事。</li> </ol>	情報班								
		<ol style="list-style-type: none"> <li>3 被災地における飲料水の供給に関する事。</li> </ol>	総括班								
	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 被災地における感染症の予防に関する事。</li> <li>5 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関する事。</li> <li>6 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。</li> <li>8 災害時における応急医療の提供及び助産に関する事。（統括災害医療コーディネーターによるDMAT及び医療救護班の調整等並びに災害時小児周産期リエゾンによる小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を含む。）</li> <li>9 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関する事。</li> <li>10 環境衛生に関する事。</li> <li>11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する事。</li> <li>12 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関する事。</li> <li>13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関する事。</li> <li>14 <u>家庭動物</u> 救護対策に関する事。</li> <li>15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関する事。</li> <li>16 遺体の処理（検案や広域火葬調整等）の実施に関する事。</li> <li>17 被災地における毒物及び劇物の管理に関する事。</li> </ol>	関係班									
<p><b>被災者支援班（総員30名）</b>            &lt;ユニット&gt;  <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助法ユニット</li> <li>② 応急修理ユニット</li> <li>③ 借上住宅ユニット</li> <li>④ 住家被害認定調査支援ユニット</li> </ol>           &lt;構成員&gt;            班 長：災害対策課主幹            副班長：建築指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職            班 員：            （ユニットリーダーの管理職）            企画調整部、避難地域復興局及び教育庁から各1名            （その他の者）            災害対策課2名、危機管理課1名、土木部から4名            総務部及び企画調整部から各3名            商工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各2名            こども未来局及び病院局から各1名</p>											
<p><b>物資班（総員33名）</b>            &lt;ユニット&gt;  <ol style="list-style-type: none"> <li>① 物資調整ユニット</li> <li>② 要請・調達ユニット</li> <li>③ 輸送調整ユニット</li> </ol>           &lt;構成員&gt;            班 長：商工総務課長            副班長：農林総務課長、出納総務課長            班 員：            （ユニットリーダーの主任主査又は主査）            生活環境部及び商工労働部から各2名            企画調整部及び農林水産部から各1名            （その他の者）            危機管理課から2名、災害対策課から1名            企画調整部及び商工労働部から各4名</p>											

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新																				
<p>農林水産部から3名 総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各2名 観光交流局及び出納局から各1名</p> <p><b>原子力班（総員30名）</b> ＜ユニット＞ ① 原子力災害対策ユニット ② 発電所監視ユニット ③ モニタリングユニット ＜構成員＞ 班 長：原子力安全対策課長 副班長：放射線監視室長、原子力安全対策課主幹 班 員： （ユニットリーダーの主任主査等） 原子力安全対策課から2名、放射線監視室から1名 （その他の者） 原子力安全対策課から18名、放射線監視室から6名</p> <p><b>警察班（必要数）</b> 班 長：警察本部外事課長 副班長：警察本部警備部から配置 班 員：警察本部警備部から必要数配置 ※外事課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。</p> <p><b>プロジェクトチーム</b> ※必要に応じて設置して必要人員を配置する。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 55%;"></td> <td style="width: 30%;">18 災害防疫対策本部に関すること。</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>19 借上げ避難所に関すること（観光交流班が所掌するものを除く。）。</td> <td>避難支援班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こ ど も 未 来 部</td> <td style="text-align: center;">こども未来班</td> <td>1 青少年の育成施設の被害の調査に関すること。 2 児童福祉施設等の被害の調査に関すること。 3 障がい児、児童及び母子世帯の要配慮者対策に関すること。 4 被災時における障がい児、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。</td> <td>情報班 活動支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7 福祉避難所に関すること（こども未来班が所掌するものに限る。）。</td> <td>避難支援班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商 工 労 働 部</td> <td style="text-align: center;">商工労働班</td> <td>1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 協力事業者等による災害支援に関すること。 3 商工関係施設の被害の調査に関すること。 4 商工関係施設の応急復旧に関すること。 5 被害事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。 7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関すること。 8 災害支援物資等の集積所での受入及び配送の指示（庁内調整を含む。）に関すること。 9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。</td> <td>総括班 情報班 関係班 物資班 活動支援班 総括班 関係班</td> </tr> </table>			18 災害防疫対策本部に関すること。				19 借上げ避難所に関すること（観光交流班が所掌するものを除く。）。	避難支援班	こ ど も 未 来 部	こども未来班	1 青少年の育成施設の被害の調査に関すること。 2 児童福祉施設等の被害の調査に関すること。 3 障がい児、児童及び母子世帯の要配慮者対策に関すること。 4 被災時における障がい児、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。	情報班 活動支援班			7 福祉避難所に関すること（こども未来班が所掌するものに限る。）。	避難支援班	商 工 労 働 部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 協力事業者等による災害支援に関すること。 3 商工関係施設の被害の調査に関すること。 4 商工関係施設の応急復旧に関すること。 5 被害事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。 7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関すること。 8 災害支援物資等の集積所での受入及び配送の指示（庁内調整を含む。）に関すること。 9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	総括班 情報班 関係班 物資班 活動支援班 総括班 関係班
		18 災害防疫対策本部に関すること。																				
		19 借上げ避難所に関すること（観光交流班が所掌するものを除く。）。	避難支援班																			
こ ど も 未 来 部	こども未来班	1 青少年の育成施設の被害の調査に関すること。 2 児童福祉施設等の被害の調査に関すること。 3 障がい児、児童及び母子世帯の要配慮者対策に関すること。 4 被災時における障がい児、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。	情報班 活動支援班																			
		7 福祉避難所に関すること（こども未来班が所掌するものに限る。）。	避難支援班																			
商 工 労 働 部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 協力事業者等による災害支援に関すること。 3 商工関係施設の被害の調査に関すること。 4 商工関係施設の応急復旧に関すること。 5 被害事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。 7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関すること。 8 災害支援物資等の集積所での受入及び配送の指示（庁内調整を含む。）に関すること。 9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	総括班 情報班 関係班 物資班 活動支援班 総括班 関係班																			
<p>(7) 本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時の最高責任者とすることができる。</p> <p>(4) 情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整を行う。</p> <p>(7) 事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。</p> <p>イ 事務局共通事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>1 事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。</p> <p>2 行動記録の作成に関すること。</p> <p>3 所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。</p> <p>4 所管事務に関する情報発信に関すること。（福島県公式防災ツイッター等）</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	<p>1 事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。</p> <p>2 行動記録の作成に関すること。</p> <p>3 所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。</p> <p>4 所管事務に関する情報発信に関すること。（福島県公式防災ツイッター等）</p>																					
<p>1 事務局各班の業務計画の作成及び進捗管理に関すること。</p> <p>2 行動記録の作成に関すること。</p> <p>3 所管事務に関する作成資料の整理、保存に関すること。</p> <p>4 所管事務に関する情報発信に関すること。（福島県公式防災ツイッター等）</p>																						

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新			
<p>ウ ユニットリーダー及び分掌事務</p> <p>(7) 総括班</p> <p>総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。</p>				産業振興班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関する事。</li> <li>2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関する事。</li> </ol>	物資班	
ユニット	リーダー	分 掌 事 務		観 光 交 流 部	観光交流班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人旅行者の支援に関する事。</li> <li>2 借上げ避難所に関する事（健康衛生班が所掌するものを除く。）。</li> </ol>	関係班 避難支援班
指揮調整ユニット	災害対策課長 消防保安課長 危機管理課主幹	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策の基本方針の調整に関する事。</li> <li>2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。</li> <li>3 避難情報に係る市町村への助言及び代行に関する事。</li> <li>4 応急救助（被災者の搜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関する事。</li> <li>5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関する事。</li> <li>6 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関する事。</li> <li>8 情報連絡員（県リエゾン）の市町村への派遣指示に関する事。</li> <li>9 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関する事。</li> <li>10 プロジェクトチームの設置に関する事。</li> <li>11 社会秩序の維持及び安全の確保に関する事。</li> <li>12 寄付金の受領式に関する事。</li> <li>13 支援に対する感謝状・礼状に関する事。</li> <li>14 総括班の総括に関する事。</li> </ol>		農 林 水 産 部	農林水産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害復旧予算に関する事。</li> <li>3 農林水産関係の被害の取りまとめに関する事。</li> <li>4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。</li> <li>5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。</li> <li>6 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。</li> </ol>	総括班 情報班 活動支援班 総括班 関係班
企画調整ユニット	企画調整部及び病院局の管理職	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組織への引継ぎに関する事。</li> <li>2 本部長等の現地視察に関する事。</li> <li>3 災害対応に係る市町村等からの要望への対応のとりまとめに関する事。</li> <li>4 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。</li> </ol>	農 業 支 援 班	農業支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業災害の調査に関する事。</li> <li>2 農業気象に関する事。</li> <li>3 被災農業者に対する農業金融（他班の所掌に属しないものに限る。）及び農業保険法に関する事。</li> <li>4 農作物の技術対策に関する事。</li> <li>5 農業災害の応急対策に関する事。</li> </ol>	情報班 関係班	
			生 産 流 通 班	生産流通班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産関係施設（漁港関係施設を除く）、漁船等の被害の調査に関する事。</li> <li>2 応急救助のための主食の調達に関する事。</li> <li>3 応急救助のための農産物の調達に関する事。</li> <li>4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関する事。</li> <li>5 応急救助のための畜産物の調達に関する事。</li> </ol>	情報班 物資班	

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新			
				6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関する事 7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関する事 8 農作物等の出荷制限に関する事 9 農作物の採取制限、農耕制限に関する事 10 水産関係施設（漁港関係施設を除く）、漁船等の応急復旧に関する事 11 家畜救護対策に関する事	総括班 物資班  関係班	
庁内連携ユニット	総務部及び企画調整部の主任主査等	1 福島県災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）の運営及び記録に関する事。 2 災害対応に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関する事。 3 災害対応に係る関係課長会議の運営と記録に関する事。 4 班長会議及びユニットリーダー会議（複数班のユニットリーダーによるものに限る。）の運営と記録に関する事。 5 災害対策地方本部及び現地災害対策本部に関する事。 6 福島県災害対策本部条例（昭和37年福島県条例第53条）第3条に基づき設置する各部（以下「対策本部各部」という。）の活動状況の把握及び事務局と対策本部各部との情報共有に関する事。 7 被災者向けの県支援策のとりまとめと県民への周知に関する事。	農村整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関する事。 2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事。 3 農業水利の確保に関する事。 4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関する事。	情報班  関係班  総括班	
			森林林業班	1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関する事。 2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関する事。 3 被災林業者に対する林業金融に関する事。 4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事。	情報班  関係班	
受援連携ユニット	災害対策課主幹 原子力安全対策課主幹	1 国及び他都道府県に対する応援要請に関する事（物資班に係るものを除く。）。 2 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援活動の調整並びにその活動の記録に関する事。 3 災害時応援協定締結団体への応援要請実績のとりまとめに関する事。 4 県への応援職員の本部員会議への出席に関する事。 5 国現地災害対策本部や国等関係機関による調整会議等への対応に関する事。 6 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関する事。 7 災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に	土木部	土木班	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 災害復旧予算に関する事。 3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。 4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。 5 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。	総括班  活動支援班  総括班  関係班
				企画技術班	1 土木関係の被害の取りまとめに関する事。 2 部内の災害応急対策の取りまとめに関する事。	情報班  関係班
					道路班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不可能な箇所の被害に関する事。

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新	
<p>(4) 避難支援班</p> <p>避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。</p>			<p>2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関する事。</p> <p>3 通行路線の調整（自衛隊、東日本高速道路(株)等の調整を含む。）に関する事。</p> <p>4 緊急輸送路の確保に関する事。</p> <p>5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関する事。</p>	
避難アセスメントユニット	生活環境総務課長 避難者支援課長 技術管理課長		<p>1 被災住民の避難経路及び移動手手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関する事。</p> <p>2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部保健医療福祉調整本部等との情報共有に関する事。</p> <p>3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関する事。</p> <p>4 避難所運営に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。</p> <p>5 県外を含む広域避難に係る調整に関する事。</p> <p>6 避難所における事故等の把握と対応に関する事。</p> <p>7 避難支援班の総括に関する事。</p>	関係班 総括班 活動支援班 総括班 避難支援班 物資班 総括班
避難支援ユニット	災害対策課、避難地域復興局及び土木部の主任主査等		<p>避難支援ユニットは避難アセスメントユニットから指示された支援に係る次の調整を行う。</p> <p>1 避難経路や移動手手段の確保に係る市町村への支援の調整に関する事。</p> <p>2 避難所の運営に係る県応援職員の確保及びその活動の支援に関する事。</p> <p>3 避難所における生活再建支援情報の提供や相談会の実施に関する事。</p> <p>4 避難所におけるボランティア活動の調整に関する事（県へ申し出があった場合に限る。）。</p> <p>5 県内における広域避難に必要な避難所の開設と運営に関する事。</p>	河川港湾班 都市班
<p>(7) 情報班</p> <p>情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。</p>			<p>1 水防情報の収集及び通報に関する事。</p> <p>2 公共土木施設被害の取りまとめに関する事。</p> <p>3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関する事。</p> <p>4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関する事。</p> <p>5 水防活動に関する事。</p> <p>6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関する事。</p> <p>7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関する事。</p> <p>8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関する事。</p> <p>9 福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入に関する事。</p> <p>1 都市施設及び下水道の被害の調査に関する事。</p> <p>2 都市施設及び下水道の応急復旧に関する事。</p> <p>3 被災宅地の危険度判定に関する事。</p>	総括班 情報班 活動支援班 情報班 総括班 関係班 避難支援班 総括班 避難支援班 情報班 関係班 被災者支援班



## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新				
即報作成 ・広報ユニ ット	県民公聴室長 企画総務課長 統計課主幹	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況即報の作成に関する事。</li> <li>2 被害状況即報に関する問い合わせへの対応に関する事。</li> <li>3 記者ブリーフィングの資料作成に関する事。</li> <li>4 情報班で収集した全ての情報の整理・保存に関する事。</li> <li>5 情報班の総括に関する事。</li> </ol>		建築班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあつせん並びに住宅関係の資金融通に関する事。</li> <li>3 被災建築物の応急危険度判定に関する事。</li> <li>4 公営住宅等の一時使用に関する事。</li> <li>5 賃貸型応急住宅に関する事（契約事務等）。</li> </ol>	被災者支援班	
人的被害 ・住家被害 情報ユニ ット	保健福祉部、病 院局及び教育 庁の主任主査 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的被害及び住家被害に係る情報収集及び集計に関する事。</li> <li>2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関する事。</li> <li>3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関する事。</li> </ol>			<ol style="list-style-type: none"> <li>6 県有施設の応急的営繕工事に関する事。</li> </ol>	活動支援班	
					<ol style="list-style-type: none"> <li>7 県営住宅の応急復旧に関する事。</li> </ol>	関係班	
					<ol style="list-style-type: none"> <li>8 県営住宅の被害調査のとりまとめに関する事。</li> </ol>	情報班	
				出 納 部	出納班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班、事務局各班の応援に関する事。</li> </ol>	活動支援班
被害情報ユ ニット	人的被害・住家 被害情報ユニ ット及びイン フラ被害情報 ユニットのユ ニットリーダ ー	<p>被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害・住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合して設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関する事。</li> <li>2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関する事。</li> <li>3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関する事。</li> <li>4 被災地における支援活動情報の収集に関する事。</li> </ol>		病 院 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立病院の被害の調査に関する事。</li> <li>2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関する事。</li> </ol>	情報班	
					<ol style="list-style-type: none"> <li>3 災害時における応急医療及び助産に関する事。</li> <li>4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣に関する事。</li> <li>5 県立病院の応急復旧に関する事。</li> </ol>	関係班	
				企 業 局	企業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する施設等の被害の取りまとめに関する事。</li> </ol>	情報班
					<ol style="list-style-type: none"> <li>2 所管する施設の応急復旧に関する事。</li> </ol>	関係班	
				教 育	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育部内各班の連絡調整に関する事。</li> <li>2 災害発生時における教育関係職員の動員に関する事。</li> </ol>	総括班  活動支援班
問い合わせ 対応ユニ ット	生活環境部の 管理職	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関する事。</li> <li>2 被災者支援に係る県民からの相談への対応に関する事。</li> <li>3 その他、事務局への各種問い合わせに関する事。</li> </ol>					

(注) 活動支援班

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新		
活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。			部	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 教育関係職員の非常招集に関する事</li> <li>4 被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関する事</li> <li>5 教育部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事</li> </ul>	活動支援班
安全監理調整ユニット	人事課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理に関する事</li> <li>2 事務局職員の安否情報の把握に関する事</li> <li>3 市町村に応援派遣する職員の調整に関する事</li> <li>4 事務局への応援職員の調整に関する事</li> <li>5 活動支援班の総括に関する事</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 教育部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事</li> <li>7 教育部内他班の所掌に属しない事務に関する事</li> </ul>	総括班 関係班
活動支援ユニット	総務部及び出納局の主任主査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事務局職員の勤務ローテーション及び勤務記録の整理に関する事</li> <li>2 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関する事</li> <li>3 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関する事</li> <li>4 事務局職員に必要な宿泊先の確保に関する事</li> <li>5 事務局の活動に必要な車両の確保と管理に関する事</li> <li>6 関係機関やボランティア等の車両を含む緊急通行車両の申請手続きに関する事</li> <li>7 事務局の庶務に関する事</li> </ul>	財務班 職員班 福利班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公立学校の応急復旧に関する事</li> <li>1 対応要員（教育関係職員に限る。）の安全確保に関する事</li> <li>1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に関する事</li> <li>2 被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関する事</li> </ul>	関係班 活動支援班 避難支援班 活動支援班
予算・経理ユニット	危機管理部部长	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事務局の予算に関する事</li> <li>2 事務局の経理に関する事</li> <li>3 災害復興寄付金の受入に関する事</li> </ul>	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の被害に関する事</li> <li>2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関する事</li> <li>3 社会教育施設における避難所の開設支援等に関する事</li> </ul>	情報班 関係班 避難支援班
防災行政無線ユニット	災害対策課専門通信技師及び主任通信技師	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県総合情報通信ネットワークの管理統制に関する事</li> <li>2 福島地方気象台から提供される気象情報等の收受及び共有に関する事</li> <li>3 防災行政無線等に係る通信・連絡体制の確保に関する事</li> </ul>	文化財班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の被害の調査に関する事</li> <li>2 文化財の保全に関する事</li> </ul>	情報班 関係班
(注) 被災者支援班 被災者支援班は、災害救助法の運用管理、応急修理や借上住宅等の住宅支援及び住家被害認定調査や罹災証明に係る市町村支援を行う。			義務教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災した公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事</li> <li>2 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事</li> <li>3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関する事</li> <li>4 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事</li> <li>5 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関する事</li> <li>6 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関する事</li> </ul>	物資班 関係班 活動支援班 情報班
災害救助法ユニット	災害対策課副課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用に関する事</li> <li>2 災害救助法に係る市町村への事務委任に関する事</li> <li>3 災害救助費の予算調整に関する事</li> <li>4 災害救助法の運用に関する事</li> </ul>	高校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災した公立学校（高等学校）の生徒</li> </ul>	物資班

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新		
		5 被災者生活再建支援法に関する事。 6 災害弔慰金及び災害援護資金に関する事。 7 建設型応急住宅の建設場所や棟数の調整に関する事。 8 被災者支援・相談業務に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。 9 被災者支援班の総括に関する事。		に対する学用品の支給に関する事。 2 被災地における公立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルスケアに関する事。 3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関する事。 4 公立学校（高等学校）における避難所の開設支援等に関する事。 5 対応要員（高校教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事。 6 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関する事。 7 公立学校（高等学校）の被害の調査に関する事。	関係班  避難支援班  活動支援班  情報班
応急修理ユニット	土木部及び教育庁の管理職	1 応急修理制度の構築、周知、市町村説明会の開催及び制度運用に関する事。			
借上住宅ユニット	避難地域復興局管理職 建築指導課主幹	1 賃貸型応急住宅制度の構築、周知及び市町村説明会の開催に関する事。 2 賃貸型応急住宅の契約事務に係る建築班への応援に関する事。			
住家被害認定調査支援ユニット	総務部及び企画調整部の管理職	1 住家被害認定調査に係る市町村説明会の開催に関する事。 2 住家被害認定調査に係る疑義への回答に関する事。 3 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。			
<b>(カ) 物資班</b> 物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。					
物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資の確保手段に係る調整に関する事。 2 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関する事。 3 支援物資に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。 4 物資班の総括に関する事。			
要請・調達ユニット	企画調整部、商工労働部及び農林水産部の主任主査等	1 避難所支援一般物資の災害時応援協定締結団体からの調達に関する事。 2 避難所支援物資の国に対する物資の供給要請に関する事。（プッシュ型支援を含む） 3 避難所における炊き出しの実施に関する事。 4 燃料の確保と供給に関する事。			
			特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の要配慮者対策に関する事。 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関する事。 4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。 5 対応要員（特別支援教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事。 6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関する事。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関する事。	関係班  物資班  活動支援班  情報班
			健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の要配慮者対策に関する事（特別支援教育班が所掌するものを除く。）。 2 被災した公立学校の児童及び生徒の健康管理及び学校給食に関する事。	関係班
			警察本部	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡に関する事。 3 災害警備部隊の運用に関する事。 4 住民避難、誘導等に関する事。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関する事。 6 犯罪の予防、取締りに関する事。	関係班

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新	
		5 企業等からの寄付物資の受入調整に関すること。		7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 9 広報、報道対策に関すること。 10 警察通信に関すること。 11 その他災害警備活動一般に関すること。
輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等	1 避難所支援物資輸送に係る調整に関すること。 2 輸送状況に係る情報の市町村等への伝達に関すること。		
(㊦) 原子力班 原子力班は原子力災害対応の全体調整、原子力発電所の状況等に関する情報収集及び緊急時モニタリングを行う。			その他委員会事務局	1 他都道府県議会からの調査に関すること（議会事務局）。 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関すること。 3 他班に属しない業務に関すること。
原子力災害対策ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関すること。 2 原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関すること。 3 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関すること。 4 原子力防災緊急時連絡網システムに関すること。 5 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関すること。 6 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関すること。 7 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 8 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関すること。 9 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関すること。 10 原子力班の総括に関すること。	<b>ウ 組織編成の変更</b> 大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成（部、班編制）を変更することができる。	
発電所監視ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関すること。 2 原子力事業者との連絡調整に関すること。	<b>エ 災害対策本部員会議</b> 災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的で開催する。 なお、発災後の初回の本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。 また、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表（自衛隊、応援都道府県、医療関係者、物資関係者等）をオブザーバーとして参加させ、意見を聴くことができる。	
モニタリングユニット	放射線監視室主任主査等	1 緊急時モニタリングに関すること。	<b>第2 災害対策本部事務局の組織及び各班の事務分掌</b> 「福島県災害対策本部事務局運営要綱」（以下「要綱という。」）に準じて、次のとおりとする。 <u>1 事務局の組織</u>	
(㊧) 警察班 1 県警災害警備本部との連絡調整に関すること。			「福島県災害対策本部事務局運営要綱」に準じた記載の追加	
エ 災害対策本部・班組織共通事務分掌 (㊦) 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。				

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新																																																	
<p>(イ)管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。</p> <p>(ロ)関係する各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。</p> <p>(ハ)所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(ニ)班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。</p> <p>(ホ)事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。</p> <p>(ヘ)所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。</p> <p>(コ)公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。</p> <p>オ 災害対策本部部・班組織特定事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">部</th> <th style="width: 15%;">班名</th> <th style="width: 60%;">事務分掌</th> <th style="width: 20%;">担当事務局班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総務部</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">知事公室班</td> <td>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。</td> <td style="text-align: center;">総括班</td> </tr> <tr> <td>2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関すること（臨時災害相談所への派遣を含む。）。</td> <td style="text-align: center;">情報班</td> </tr> <tr> <td>3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 災害用ホームページの開設、その他インターネットを利用した災害情報の提供に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7 プレスルームの運営に関すること。</td> <td style="text-align: center;">活動支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">財務班</td> <td>1 部内各班の連絡調整に関すること。</td> <td style="text-align: center;">総括班</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 県議会との連絡に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 県税の減免及び猶予措置に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 災害応急対策費の予算措置に関するこ</td> <td style="text-align: center;">活動支援班</td> </tr> </tbody> </table>	部	班名	事務分掌	担当事務局班	総務部	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	総括班	2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関すること（臨時災害相談所への派遣を含む。）。	情報班	3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。				4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関すること。				5 災害用ホームページの開設、その他インターネットを利用した災害情報の提供に関すること。				6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関すること。				7 プレスルームの運営に関すること。	活動支援班		財務班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班			2 県議会との連絡に関すること。				3 県税の減免及び猶予措置に関すること。				4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。				5 災害応急対策費の予算措置に関するこ	活動支援班	<p>(1) 原子力災害の特性から班の人数を調整する。</p> <p>(2) 原子力現地災害対策本部への要員派遣に伴う欠員については、各部から補充を受ける。</p> <p>(3) 本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時的最高責任者とすることができる。</p> <p>(4) 情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整を行う。</p> <p>(5) 事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。</p> <p>(6) 組織の細部</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">事務局長（危機管理部長）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事務局次長（危機管理課長）</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>班及び構成</b></p> <p><b>総括班（総員36名）</b></p> <p>&lt;ユニット&gt;</p> <p>① 指揮調整ユニット</p> <p>② 企画調整ユニット</p> <p>③ 庁内連携ユニット</p> <p>④ 受援連携ユニット</p> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>班 長：災害対策課長</p> <p>副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹</p> <p>班 員：</p> <p>（ユニットリーダーの管理職）</p> <p>消防保安課副課長1名、原子力安全対策課主幹1名</p> <p>企画調整部及び病院局から各1名</p> <p>（ユニットリーダーの主任主査又は主査）</p> <p>危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各1名</p> <p>総務部及び企画調整部から各1名</p> <p>（その他の者）</p> </div>	事務局長（危機管理部長）	事務局次長（危機管理課長）
部	班名	事務分掌	担当事務局班																																																
総務部	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	総括班																																																
		2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関すること（臨時災害相談所への派遣を含む。）。	情報班																																																
		3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。																																																	
			4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関すること。																																																
			5 災害用ホームページの開設、その他インターネットを利用した災害情報の提供に関すること。																																																
			6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関すること。																																																
			7 プレスルームの運営に関すること。	活動支援班																																															
	財務班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班																																																
		2 県議会との連絡に関すること。																																																	
		3 県税の減免及び猶予措置に関すること。																																																	
		4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。																																																	
		5 災害応急対策費の予算措置に関するこ	活動支援班																																																
事務局長（危機管理部長）																																																			
事務局次長（危機管理課長）																																																			



## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新	
危機管理部  企画調整部  避難地域復興部	市町村班	等に関する事。 2 市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事（ <u>総務省が所管する応急対策職員派遣制度に係るものを含む。</u> ） 3 市町村分の普通交付税の繰上げ交付に関する事。	生活環境部、農林水産部及び教育庁から各3名 総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各2名 企画調整部、病院局及び企業局から各1名  <b>活動支援班（総員21名）</b> <ユニット> ① 安全監理調整ユニット ② 活動支援ユニット ③ 予算・経理ユニット ④ 防災行政無線ユニット <構成員> 班 長：人事課長 副班長：行政経営課管理職、危機管理部部主幹 班 員： （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 災害対策課から3名、総務部及び出納局から各1名 （その他の者） 危機管理課から2名、総務部から6名、教育庁から4名 出納局から1名	
	危機管理班	1 部内の連絡調整に関する事。 2 危険物の規制、高圧ガスの保安、火薬類の取締等に関する事。		
	企画調整班	1 部内各班の連絡調整に関する事。 2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。		総括班
		3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。		活動支援班
		4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。 5 企画調整ユニットとの連携に関する事。		総括班
		6 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。		関係班
	地域づくり班	1 各部各班、事務局各班の応援に関する事。		活動支援班
	情報統計班	1 通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事。		活動支援班
	避難地域復興班	1 駐在先市町村の被害状況の把握に関する事。		情報班
		2 駐在先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整に関する事。		総括班
3 東日本大震災に係る災害救助法に基づく経費の支弁に関する事。 4 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度に関する事。 5 東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関する事。 6 東日本大震災に係る賃貸型応急住宅に関する事（制度構築等）。		被災者支援班		
		<b>被災者支援班（総員30名）</b> <ユニット> ① 災害救助法ユニット ② 応急修理ユニット ③ 借上住宅ユニット ④ 住家被害認定調査支援ユニット <構成員> 班 長：災害対策課主幹 副班長：建築指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職 班 員： （ユニットリーダーの管理職） 企画調整部、避難地域復興局及び教育庁から各1名 （その他の者） 災害対策課2名、危機管理課1名、土木部から4名 総務部及び企画調整部から各3名 商工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各2名 こども未来局及び病院局から各1名		
			<b>物資班（総員33名）</b> <ユニット> ① 物資調整ユニット ② 要請・調達ユニット	

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新	
文化 ス ポ ー ツ 部	文化スポーツ班	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関すること。 2 文化施設、体育施設等の被害に関すること。	情報班  情報班 活動支援班	
	生 活 環 境 部	生活環境班	1 部内各班の連絡調整に関すること。 2 生活交通関係の被害の調査に関すること。 3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関すること。 4 避難所運営等における人権・男女共参画に関すること。 5 外国人等の要配慮者対策に関すること。 6 発災時以降における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関すること。 7 被災地区における消費者保護対策に関すること。 8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関すること。 9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。 11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	総括班  情報班  避難支援班  情報班  関係班  物資班  活動支援班  総括班  関係班
環境共生班		1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関すること。 2 被災地における環境汚染（水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関すること。	情報班  関係班	
環境保全班		1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関すること。	総括班  関係班	
		新第3章第3節  第2文頭へ転記	<p>③ 輸送調整ユニット</p> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>班 長：商工総務課長 副班長：農林総務課長、出納総務課長 班 員： （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 生活環境部及び商工労働部から各2名 企画調整部及び農林水産部から各1名 （その他の者） 危機管理課から2名、災害対策課から1名 企画調整部及び商工労働部から各4名 農林水産部から3名 総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各2名 観光交流局及び出納局から各1名</p> <p><b>原子力班（総員30名）</b></p> <p>&lt;ユニット&gt;</p> <p>① 原子力災害対策ユニット ② 発電所監視ユニット ③ モニタリングユニット</p> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>班 長：原子力安全対策課長 副班長：放射線監視室長、原子力安全対策課主幹 班 員： （ユニットリーダーの主任主査等） 原子力安全対策課から2名、放射線監視室から1名 （その他の者） 原子力安全対策課から18名、放射線監視室から6名</p> <p><b>警察班（必要数）</b></p> <p>班 長：警察本部外事課長 副班長：警察本部警備部から配置 班 員：警察本部警備部から必要数配置 ※外事課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。</p> <p><b>プロジェクトチーム</b></p> <p>※必要に応じて設置して必要人員を配置する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	



## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新
保 健 福 祉 部	保健福祉班	3 災害廃棄物処理に係る市町村への応援職員ニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。	「福島県災害対策本部事務局運営要綱」に準じた記載の追加	総括班
		1 部内各班の連絡調整に関する事。		総括班
		2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関する事。		情報班
		3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関する事。		関係班
		4 部内における安否情報の取りまとめに関する事。		
		5 要配慮者対策に係る部内の調整に関する事。		
		6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関する事。		
		7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関する事。		避難支援班
		8 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の養成、派遣に関する事。		
		9 災害対策本部事務局への保健医療福祉調整本部職員の派遣に関する事。		活動支援班
10 福祉避難所に係る部内の調整に関する事。				
11 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。	総括班			
12 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。				
13 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。				
生活福祉班	生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の被害の調査に関する事。	情報班	
		2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関する事。		
		3 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関する事。		
		4 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関する事。		情報班 活動支援班

  

<p style="text-align: center;"><u>2 事務局各班のユニットリーダー及び分掌事務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>前項により設置する班及びユニットの分掌事務並びにユニットリーダーは次の表のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、勤務シフト等に応じ、ユニットリーダーは同班内の別のユニットのユニットリーダーになることができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 各班共通</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 45%;">_____各班の業務計画の作成及び進捗管理に関する事。</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>行動記録の作成に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>所管事務に関する作成資料の整理、保存に関する事。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>所管事務に関する情報発信に関する事。（福島県公式防災ツイッター等）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><u>(2) 総括班</u></p> <p style="text-align: center;">総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">ユニット</th> <th style="width: 30%;">リーダー</th> <th style="width: 60%;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">指揮調整ユニット</td> <td style="vertical-align: top;">災害対策課長 消防保安課長 危機管理課主幹</td> <td style="vertical-align: top;">                     1 災害応急対策の基本方針の調整に関する事。                      2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。                      3 避難情報に係る市町村への助言及び代行に関する事。                      4 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関する事。                      5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関する事。                      6 自衛隊の災害派遣要請に関する事。                      7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table>	事務分掌			1	_____各班の業務計画の作成及び進捗管理に関する事。		2	行動記録の作成に関する事。		3	所管事務に関する作成資料の整理、保存に関する事。		4	所管事務に関する情報発信に関する事。（福島県公式防災ツイッター等）		ユニット	リーダー	分 掌 事 務	指揮調整ユニット	災害対策課長 消防保安課長 危機管理課主幹	1 災害応急対策の基本方針の調整に関する事。 2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。 3 避難情報に係る市町村への助言及び代行に関する事。 4 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関する事。 5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関する事。 6 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関する事	
事務分掌																						
1	_____各班の業務計画の作成及び進捗管理に関する事。																					
2	行動記録の作成に関する事。																					
3	所管事務に関する作成資料の整理、保存に関する事。																					
4	所管事務に関する情報発信に関する事。（福島県公式防災ツイッター等）																					
ユニット	リーダー	分 掌 事 務																				
指揮調整ユニット	災害対策課長 消防保安課長 危機管理課主幹	1 災害応急対策の基本方針の調整に関する事。 2 災害応急対策の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。 3 避難情報に係る市町村への助言及び代行に関する事。 4 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関する事。 5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関する事。 6 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関する事																				

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新
	<p>5 高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者対策に関すること。</p> <p>6 被災地における障がい者の援護対策に関すること。</p> <p>7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の応急復旧に関すること。</p> <p>8 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。</p>	関係班	
	9 福祉避難所に関すること（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	避難支援班	
	10 災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。	総括班	
	健康衛生班	情報班	
<p>1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。</p> <p>2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。</p>	総括班	<p>と。</p> <p>8 情報連絡員(県リエゾン)の市町村への派遣指示に関すること。</p> <p>9 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関すること。</p> <p>10 プロジェクトチームの設置に関すること。</p> <p>11 社会秩序の維持及び安全の確保に関すること。</p> <p>12 寄付金の受領式に関すること。</p> <p>13 支援に対する感謝状・礼状に関すること。</p> <p>14 総括班の総括に関すること。</p>	
3 被災地における飲料水の供給に関すること。			
<p>4 被災地における感染症の予防に関すること。</p> <p>5 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。</p> <p>6 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関すること。</p> <p>7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。</p> <p>8 災害時における応急医療の提供及び助産に関すること。(統括災害医療コーディネーターによるDMAT及び医療救護班の調整等並びに災害時小児周産期リエゾンによる小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を含む。)</p> <p>9 被災地への医療救護班(県立病院関係を除く。)の派遣に関すること。</p> <p>10 環境衛生に関すること。</p> <p>11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。</p>	関係班		<p>1 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組織への引継ぎに関すること。</p> <p>2 本部長等の現地視察に関すること。</p> <p>3 災害対応に係る市町村等からの要望への対応のとりまとめに関すること。</p> <p>4 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。</p> <p>5 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関すること。</p> <p>6 激甚災害法の各部調整に関すること。</p> <p>7 企画調整班との連携に関すること。</p> <p>8 その他の災害対策への初期対応と担当組織の調整、引継ぎに関すること。</p>
	企画調整ユニット		企画調整部及び病院局の管理職
	庁内連携ユニット	総務部及び企画調整部の主任査等	<p>1 福島県災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）の運営及び記録に関すること。</p> <p>2 災害対応に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関すること。</p> <p>3 災害対応に係る関係課長会議の運営と記録に関すること。</p> <p>4 班長会議及びユニットリーダー会議（複数班のユニットリーダーによるものに限る。）の運営と記録に関すること。</p> <p>5 災害対策地方本部及び現地災害対策本部に関すること。</p> <p>6 福島県災害対策本部条例（昭和37年福島県条例第53条）第3条に基づき設置する各部（以下「対策本部各部」という。）</p>

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新		
こ ど も 未 来 部	こども未来班	12 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む。）の設置に関する事 13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関する事 14 <u>動物（ペットに限る。）</u> 救護対策に関する事 15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関する事 16 遺体の処理（検案や広域火葬調整等）の実施に関する事 17 被災地における毒物及び劇物の管理に関する事 18 災害防疫対策本部に関する事		受援連携ユニット	災害対策課主幹 原子力安全対策課主幹	の活動状況の把握及び事務局と対策本部各部との情報共有に関する事 7 被災者向けの県支援策のとりまとめと県民への周知に関する事
		19 借上げ避難所に関する事（観光交流班が所掌するものを除く。）	避難支援班			1 国及び他都道府県に対する応援要請に関する事（物資班に係るものを除く。） 2 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援活動の調整並びにその活動の記録に関する事 3 災害時応援協定締結団体への応援要請実績のとりまとめに関する事 4 県への応援職員の本部員会議への出席に関する事 5 国現地災害対策本部や国等関係機関による調整会議等への対応に関する事 6 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関する事 7 災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事
		1 青少年の育成施設の被害の調査に関する事 2 児童福祉施設等の被害の調査に関する事 3 障がい児、児童及び母子世帯の要配慮者対策に関する事 4 被災時における障がい児、児童及び母子世帯の援護対策に関する事 5 児童福祉施設等の応急復旧に関する事 6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスクエアに関する事	情報班 活動支援班			関係班
		7 福祉避難所に関する事（こども未来班が所掌するものに限る。）	避難支援班	(3) 避難支援班 避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。		
商 工 労 働 部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関する事 2 協力事業者等による災害支援に関する事	総括班	避難アセスメントユニット	生活環境総務課長 避難者支援課長 技術管理課長	1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関する事 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部保健福祉医療調整本部等との情報共有に関する事 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関する事 4 避難所運営に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事
		3 商工関係施設の被害の調査に関する事	情報班			
		4 商工関係施設の応急復旧に関する事 5 被害事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関する事 6 被災者に対する就業のあっせんに関する事	関係班			

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新					
		7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関する事。	物資班	誤字の修正		5 県外を含む広域避難に係る調整に関する事。			
		8 災害支援物資等の集積所での受入及び配送の指示（庁内調整を含む。）に関する事。				6 避難所における事故等の把握と対応に関する事。			
		9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。	活動支援班			7 避難支援班の総括に関する事。			
		10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	総括班			避難支援ユニットは避難アセスメントユニットから指示された支援に係る次の調整を行う。			
	産業振興班	11 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。	関係班		1 避難経路や移動手段の確保に係る市町村への支援の調整に関する事。	2 避難所の運営に係る県応援職員の確保及びその活動の支援に関する事。	3 避難所における生活再建支援情報の提供や相談会の実施に関する事。	4 避難所におけるボランティア活動の調整に関する事（県へ申し出があった場合に限る。）。	5 県内における広域避難に必要な避難所の開設と運営に関する事。
観 光 交 流 部	観光交流班	1 外国人旅行者の支援に関する事。	関係班		(4) 情報班 情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。				
		2 借上げ避難所に関する事（健康衛生班が所掌するものを除く。）。	避難支援班						
農 林 水 産 部	農林水産班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班			即報作成・広報ユニット	県民広聴室長 企業総務課長 統計課主幹	1 被害状況即報の作成に関する事。	
		2 災害復旧予算に関する事。						2 被害状況即報に関する問い合わせへの対応に関する事。	
		3 農林水産関係の被害の取りまとめに関する事。	情報班					3 記者ブリーフィングの資料作成に関する事。	
		4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。	活動支援班					4 情報班で収集した全ての情報の整理・保存に関する事。	
		5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	総括班	5 情報班の総括に関する事。					
	6 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。	関係班	人的被害・住家被害情報ユニット	保健福祉部、病院局及び教育庁の主任主査等		1 人的被害及び住家被害に係る情報収集及び集計に関する事。	2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関する事。	3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関する事。	
1 農業災害の調査に関する事。	情報班	インフラ被害情報ユニット				農林水産部、土木部及び企業局の	1 道路、生活交通、電力、水道、ガス及び通信等のインフラ被害と復旧に係る情報の収集と集計に関する事。		

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 65%;">                     2 農業気象に関すること。                      3 被災農業者に対する農業金融（他班の所掌に属しないものに限る。）及び農業保険法に関すること。                      4 農作物の技術対策に関すること。                      5 農業災害の応急対策に関すること。                 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">関係班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生産流通班</td> <td>                     1 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の被害の調査に関すること。                      2 応急救助のための主食の調達に関すること。                      3 応急救助のための農産物の調達に関すること。                      4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。                      5 応急救助のための畜産物の調達に関すること。                 </td> <td style="text-align: center;">情報班 物資班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>                     6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関すること。                      7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関すること。                      8 農作物等の出荷制限に関すること。                      9 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。                      10 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関すること。                      11 家畜救護対策に関すること。                 </td> <td style="text-align: center;">総括班 物資班 関係班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農村整備班</td> <td>                     1 農地及び農業用施設の被害の調査に関すること。                      2 農地及び農業用施設の応急復旧に関すること。                      3 農業水利の確保に関すること。                      4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関すること。                 </td> <td style="text-align: center;">情報班 関係班 総括班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">森林林業班</td> <td>                     1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関すること。                 </td> <td style="text-align: center;">情報班</td> </tr> </table>		2 農業気象に関すること。 3 被災農業者に対する農業金融（他班の所掌に属しないものに限る。）及び農業保険法に関すること。 4 農作物の技術対策に関すること。 5 農業災害の応急対策に関すること。	関係班	生産流通班	1 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の被害の調査に関すること。 2 応急救助のための主食の調達に関すること。 3 応急救助のための農産物の調達に関すること。 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。 5 応急救助のための畜産物の調達に関すること。	情報班 物資班		6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関すること。 7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関すること。 8 農作物等の出荷制限に関すること。 9 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。 10 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関すること。 11 家畜救護対策に関すること。	総括班 物資班 関係班	農村整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関すること。 2 農地及び農業用施設の応急復旧に関すること。 3 農業水利の確保に関すること。 4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関すること。	情報班 関係班 総括班	森林林業班	1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関すること。	情報班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;">                     2 道路の交通規制状況の収集に関すること。                      3 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。                      4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">被害情報ユニット</td> <td style="text-align: center;">人的被害・住家被害情報ユニット及びインフラ被害情報ユニットのユニットリーダー</td> <td>                     被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害・住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合して設置する。                      1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関すること。                      2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。                      3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。                      4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">問合せ対応ユニット</td> <td style="text-align: center;">生活環境部の管理職</td> <td>                     1 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関すること。                      2 被災者支援に係る県民からの相談への対応に関すること。                      3 その他、事務局への各種問い合わせに関すること。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">                     (5) 活動支援班                      活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全監理調整ユニット</td> <td style="text-align: center;">人事課長</td> <td>                     1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理に関すること。                      2 事務局職員の安否情報の把握に関すること。                      3 市町村に応援派遣する職員の調整に関すること。                      4 事務局への応援職員の調整に関すること。                      5 活動支援班の総括に関すること。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">活動支援ユニット</td> <td style="text-align: center;">総務部及び出納局の主任主査等</td> <td>                     1 事務局職員の勤務ローテーション及び勤務記録の整理に関すること。                      2 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関すること。                      3 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関すること。                 </td> </tr> </table>			2 道路の交通規制状況の収集に関すること。 3 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。	被害情報ユニット	人的被害・住家被害情報ユニット及びインフラ被害情報ユニットのユニットリーダー	被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害・住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合して設置する。 1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。	問合せ対応ユニット	生活環境部の管理職	1 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関すること。 2 被災者支援に係る県民からの相談への対応に関すること。 3 その他、事務局への各種問い合わせに関すること。	(5) 活動支援班 活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。			安全監理調整ユニット	人事課長	1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理に関すること。 2 事務局職員の安否情報の把握に関すること。 3 市町村に応援派遣する職員の調整に関すること。 4 事務局への応援職員の調整に関すること。 5 活動支援班の総括に関すること。	活動支援ユニット	総務部及び出納局の主任主査等	1 事務局職員の勤務ローテーション及び勤務記録の整理に関すること。 2 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関すること。 3 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関すること。
		2 農業気象に関すること。 3 被災農業者に対する農業金融（他班の所掌に属しないものに限る。）及び農業保険法に関すること。 4 農作物の技術対策に関すること。 5 農業災害の応急対策に関すること。	関係班																															
	生産流通班	1 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の被害の調査に関すること。 2 応急救助のための主食の調達に関すること。 3 応急救助のための農産物の調達に関すること。 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関すること。 5 応急救助のための畜産物の調達に関すること。	情報班 物資班																															
		6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関すること。 7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関すること。 8 農作物等の出荷制限に関すること。 9 農作物の採取制限、農耕制限に関すること。 10 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関すること。 11 家畜救護対策に関すること。	総括班 物資班 関係班																															
	農村整備班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関すること。 2 農地及び農業用施設の応急復旧に関すること。 3 農業水利の確保に関すること。 4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関すること。	情報班 関係班 総括班																															
	森林林業班	1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関すること。	情報班																															
			2 道路の交通規制状況の収集に関すること。 3 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。																															
	被害情報ユニット	人的被害・住家被害情報ユニット及びインフラ被害情報ユニットのユニットリーダー	被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害・住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合して設置する。 1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。																															
	問合せ対応ユニット	生活環境部の管理職	1 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関すること。 2 被災者支援に係る県民からの相談への対応に関すること。 3 その他、事務局への各種問い合わせに関すること。																															
	(5) 活動支援班 活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。																																	
安全監理調整ユニット	人事課長	1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理に関すること。 2 事務局職員の安否情報の把握に関すること。 3 市町村に応援派遣する職員の調整に関すること。 4 事務局への応援職員の調整に関すること。 5 活動支援班の総括に関すること。																																
活動支援ユニット	総務部及び出納局の主任主査等	1 事務局職員の勤務ローテーション及び勤務記録の整理に関すること。 2 事務局を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関すること。 3 事務局運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関すること。																																

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新							
土 木 部		2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関する こと。 3 被災林業者に対する林業金融に関する こと。 4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及 び払下げのあっせん並びに森林管理局との 連絡に関すること。	関係班			4 事務局職員に必要な宿泊先の確保に関する こと。 5 事務局の活動に必要な車両の確保と管理に 関すること。 6 関係機関やボランティア等の車両を含む 緊急通行車両の申請手続きに関すること。 7 事務局の庶務に関すること。					
	土木班	1 部内各班の連絡調整に関する こと。 2 災害復旧予算に関する こと。	総括班	(6) 被災者支援班 被災者支援班は、災害救助法の運用管理、 応急修理や借上住宅等の住宅支援及び住 家被害認定調査や罹災証明に係る市町村支 援を行う。	予算・経理 ユニット	危機管理部部 主幹	1 事務局の予算に関する こと。 2 事務局の経理に関する こと。 3 災害復興寄付金の受入に関する こと。				
		3 部内の災害対応要員の確保及びローテ ーションに関する こと。	活動支援班				防災行政無 線ユニット	災害対策課専門 通信技師及び主 任通信技師	1 県総合情報通信ネットワークの管理統 制に関する こと。 2 福島地方気象台から提供される気象情 報等の收受及び共有 に関する こと。 3 防災行政無線等に係る通信・連絡体制 の確保に関する こと。		
		4 部内における国、他県等からの応援職 員の把握に関する こと。	総括班								
		5 部内他班の所掌に属しない事務に関 する こと。	関係班								
		1 土木関係の被害の取りまとめに関 する こと。	情報班								
	2 部内の災害応急対策の取りまとめに 関 する こと。	関係班									
	道路班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不 可能な箇所 の被害に関する こと。 2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に 関 する こと。 3 通行路線の調整（自衛隊、東日本高速 道路(株)等の調整を含む。）に関する こと。 4 緊急輸送路の確保に関する こと。 5 災害発生時における道の駅等の施設利 用 に関する こと。	情報班 関係班 総括班 活動支援班 総括班 避難支援班 物資班 総括班		災害救助法 ユニット	災害対策課副課 長	1 災害救助法の適用に関する こと。 2 災害救助法に係る市町村への事務委任 に関する こと。 3 災害救助法の予算調整に関する こと。 4 災害救助法の運用に関する こと。 5 被災者生活再建支援法に関する こと。 6 災害弔慰金及び災害援護資金に関 する こと。 7 建設型応急住宅の建設場所や戸数の調 整 に関する こと。 8 被災者支援・相談業務に係る市町村へ の 応援職員のニーズの把握、派遣人数と 期 間の調整、応援職員への研修及び当該 活 動に係る応援職員への支援に関する こと。 9 被災者支援班の総括に関する こと。				
		1 水防情報の収集及び通報に関する こ と。 2 公共土木施設被害の取りまとめに関 する こと。 3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係 施 設、港湾、漁港関係施設及び福島空港 の 被害の調査に関する こと。 4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に 関 する こと。 5 水防活動に関する こ と。	総括班 情報班 活動支援班 情報班				応急修理ユ ニット	土木部及び教育 庁の管理職	1 応急修理制度の構築、周知、市町村説 明 会の開催及び制度運 用に関する こと。		
		1 水防活動に関する こ と。	総括班						借上住宅ユ ニット	避難地域復興局 管理職 建築指導課主幹	1 賃貸型応急住宅制度の構築、周知及 び 市町村説明会の開催 に関する こと。 2 賃貸型応急住宅の契約事務に係る建 築 班への応援に関する こ と。

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			修正理由	新								
出 納 部		6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関する事 7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関する事。	関係班	修正理由		こと						
		8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関する事。	避難支援班			1 住家被害認定調査に係る市町村説明会の開催に関する事。 2 住家被害認定調査に係る疑義への回答に関する事。 3 住家被害認定調査及び罹災証明書交付に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。						
		9 福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入に関する事。	総括班 避難支援班									
	都市班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関する事。	情報班		(7) 物資班 物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。	物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	1 避難所支援物資等の確保手段に係る調整に関する事。 2 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関する事。 3 支援物資に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関する事。 4 物資班の総括に関する事。				
		2 都市施設及び下水道の応急復旧に関する事。	関係班									
	建築班	3 被災宅地の危険度判定に関する事。	被災者支援班			(8) 原子力班 原子力班は原子力災害対応の全体調整、原子力発電所の状況等に関する情報収集及び緊急時モニタリングを行う。	要請・調達ユニット	企画調整部、商工労働部及び農林水産部の主任主査等	1 避難所支援一般物資の災害時応援協定締結団体からの調達に関する事。 2 避難所支援物資の国に対する物資の供給要請に関する事。(プッシュ型支援を含む) 3 避難所における炊き出しの実施に関する事。 4 燃料の確保と供給に関する事。 5 企業等からの寄付物資の受入調整に関する事。			
		1 応急仮設住宅の建設に関する事。 2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関する事。 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 4 公営住宅等の一時使用に関する事。 5 賃貸型応急住宅に関する事(契約事務等)。	被災者支援班									
		6 県有施設の応急的営繕工事に関する事。	活動支援班									
		7 県営住宅の応急復旧に関する事。	関係班									
		8 県営住宅の被害調査のとりまとめに関する事。	情報班									
		出納班	1 部内各班、事務局各班の応援に関する事。						活動支援班	輸送調整ユニット	生活環境部及び商工労働部の主任主査等	1 避難所支援物資輸送に係る調整に関する事。 2 輸送状況に係る情報の市町村等への伝達に関する事。
病 院 部		病院班	1 県立病院の被害の調査に関する事。 2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関する事。	情報班					原子力災害対策ユニット	原子力安全対策課主任主査	1 原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関する事。 2 原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事	
	3 災害時における応急医療及び助産に関する事。 4 被災地への医療救護班(県立病院関係に限る。)の派遣に関する事。 5 県立病院の応急復旧に関する事。		関係班									

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧				修正理由	新				
企 業 局  教 育 部	企業班	1 所管する施設等の被害の取りまとめに関すること。	情報班				務局長の補佐に関すること。		
		2 所管する施設の応急復旧に関すること。	関係班				3 原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関すること。		
	教育総務班	1 教育部内各班の連絡調整に関すること。	総括班				4 原子力防災緊急時連絡網システムに関すること。		
		2 災害発生時における教育関係職員の動員に関すること。	活動支援班				5 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関すること。		
		3 教育関係職員の非常招集に関すること。	活動支援班				6 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関すること。		
		4 被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関すること。	活動支援班				7 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関すること。		
		5 教育部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。					8 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関すること。		
		6 教育部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	総括班				9 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関すること。		
		7 教育部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班				10 原子力班の総括に関すること。		
	財務班	1 公立学校の応急復旧に関すること。	関係班				発電所監視 ユニット	原子力安全対策 課主任主査	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関すること。
	職員班	1 対応要員（教育関係職員に限る。）の安全確保に関すること。	活動支援班				モニタリン グユニット	放射線監視室主 任主査等	2 原子力事業者との連絡調整に関すること。
	福利班	1 借上げ避難所に係る教育部内の調整に関すること。	避難支援班				(9) 警察班		
		2 被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関すること。	活動支援班				1 県警災害警備本部との連絡調整に関すること。		
	社会教育班	1 社会教育施設の被害に関すること。	情報班				3 県災害対策本部・班組織共通事務分掌		
		2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関すること。	関係班				(1) 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。		
		3 社会教育施設における避難所の開設支援等に関すること。	避難支援班				(2) 管理する施設、備品の被害状況の把握に関すること。		
	文化財班	1 文化財の被害の調査に関すること。	情報班				(3) 関係する各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。		
		2 文化財の保全に関すること。	関係班				(4) 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。		
	義務教育班	1 被災した公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班				(5) 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。		
							(6) 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。		
				(7) 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。					
				(8) 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。					
				第3 <u>原子力現地災害対策本部の設置及び組織</u>					
				本部長（知事）は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子					



# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%;">                     2 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。                      3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関すること。                 </td> <td style="width: 35%; text-align: center;">関係班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。</td> <td style="text-align: center;">活動支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 6 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関すること。</td> <td style="text-align: center;">情報班</td> </tr> </table>		2 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関すること。	関係班		4 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班		5 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 6 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関すること。	情報班	「福島県災害対策本部規程」に準じた記載追加	<p>力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）及び災害対策地方本部を設置するものとする。</p> <p><u>1 現地本部の組織（福島県災害対策本部規程第 10 条及び第 11 条に基づく）</u></p> <p><u>(1) 現地本部長は副知事とする。</u></p> <p><u>(2) 現地本部に副本部長及び班を置く</u></p> <p><u>(3) 現地本部は、県災害対策本部及び地方本部の要員をもって編成し、国及び防災関係機関の派遣職員を受け入れて組織する。</u></p> <div style="text-align: center;"> <p>表 現地本部組織表</p> </div>						
	2 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。 3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関すること。	関係班															
	4 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班															
	5 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。 6 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関すること。	情報班															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 30%; text-align: center;">高校教育班</td> <td style="width: 35%;">1 被災した公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の支給に関すること。</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">物資班</td> </tr> <tr> <td>2 被災地における公立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルスケアに関すること。</td> <td style="text-align: center;">関係班</td> </tr> <tr> <td>3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 公立学校（高等学校）における避難所の開設支援等に関すること。</td> <td style="text-align: center;">避難支援班</td> </tr> <tr> <td>5 対応要員（高校教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。</td> <td style="text-align: center;">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>6 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。</td> <td style="text-align: center;">情報班</td> </tr> </table>	高校教育班	1 被災した公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班	2 被災地における公立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルスケアに関すること。	関係班	3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。		4 公立学校（高等学校）における避難所の開設支援等に関すること。	避難支援班	5 対応要員（高校教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班	6 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班	記載の適正化			
高校教育班		1 被災した公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班														
		2 被災地における公立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルスケアに関すること。	関係班														
		3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関すること。															
		4 公立学校（高等学校）における避難所の開設支援等に関すること。	避難支援班														
		5 対応要員（高校教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班														
	6 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 30%; text-align: center;">特別支援教育班</td> <td style="width: 35%;">1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること。</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">関係班</td> </tr> <tr> <td>2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。</td> <td style="text-align: center;">物資班</td> </tr> <tr> <td>5 対応要員（特別支援教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。</td> <td style="text-align: center;">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。</td> <td style="text-align: center;">情報班</td> </tr> <tr> <td>7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に</td> <td></td> </tr> </table>	特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること。	関係班	2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。		3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。		4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班	5 対応要員（特別支援教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班	6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班	7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に			
特別支援教育班		1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること。	関係班														
		2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること。															
		3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関すること。															
		4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。	物資班														
		5 対応要員（特別支援教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関すること。	活動支援班														
		6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班														
	7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に																

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		修正理由	新
	健康教育班	関すること。 1 公立学校の児童及び生徒の要配慮者対策に関すること（特別支援教育班が所掌するものを除く。）。 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	
警 察 本 部	県本部 災害警備本部	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関すること。 2 防災関係機関との連絡に関すること。 3 災害警備部隊の運用に関すること。 4 住民避難、誘導等に関すること。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。 6 犯罪の予防、取締りに関すること。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関すること。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関すること。 9 広報、報道対策に関すること。 10 警察通信に関すること。 11 その他災害警備活動一般に関すること。	※ ただし、原子力合同対策協議会が組織され、これらの関係機関が当該協議会の構成員となる場合を除く。  <u>2 現地本部の各班の分掌事務</u>  表 現地本部 各班の各班の事務分掌
その他委員会事務局	1 他都道府県議会からの調査に関すること（議会事務局）。 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関すること。 3 他班に属しない業務に関すること。		
連絡調整班	1 現地本部の総括に関すること。 2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関すること。 3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関すること。 6 住民からの問い合わせに関すること。 7 災害情報の収集、提供に関すること。 8 気象情報（予報を含む）の収集に関すること。 9 現地本部活動の記録に関すること。 10 機能班への要員派遣及び活動の支援に関すること。 11 災害対策本部との連絡調整に関すること。 12 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の管理に関すること。 13 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。 14 実施状況に関する情報の収集に関すること。 15 その他現地本部長が指示する事項に関すること。		
<p><u>(5) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部</u></p> <p>本部長（知事）は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）及び災害対策地方本部を設置するものとする。</p> <p>現地本部の所掌事務等は次のとおりとする。</p> <p>なお、災害対策地方本部の所掌事務は、福島県地域防災計画（一般災害対策編及び地震・津波災害対策編）に準拠するものとする。</p> <p>ア 現地本部の所掌事務</p> <p>(ア) 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。</p>		記載順の整理	



# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新										
<p>(表7) 現地本部組織表</p> <p>※ ただし、原子力合同対策協議会が組織され、これらの関係機関が当該協議会の構成員となる場合を除く。</p>	<p>記載の修正</p> <p>記載の適正化</p>	<p>要請し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>なお、原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織され、これらの関係機関が当該協議会の構成員となる場合は除くものとする。</p> <p><b>4 現地本部の設置場所</b></p> <p>現地本部は、原則として原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設置するものとする。</p> <p><b>5 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への要員の派遣</b></p> <p>本部長（知事）は、特定事象の発生により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合、(表7)に定める職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣するものとする。</p> <p><b>6 現地本部機能の本部による代行実施</b></p> <p>複合災害の発生による交通障害等により速やかな要員の参集が困難な場合など、現地本部が設置されるまでは、<u>災害対策本部各部及び災害対策本部事務局において表に示す班等が事務を行う。</u></p> <p>表__災害対策本部事務局による現地本部の代行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現地本部担当班</th> <th>災害対策本部担当班等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡調整班</td> <td>原子力班</td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td>原子力班、生活環境部</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>保健__福祉__部</td> </tr> <tr> <td>警察班</td> <td>警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	現地本部担当班	災害対策本部担当班等	連絡調整班	原子力班	緊急時モニタリング班	原子力班、生活環境部	医療班	保健__福祉__部	警察班	警察本部
現地本部担当班	災害対策本部担当班等											
連絡調整班	原子力班											
緊急時モニタリング班	原子力班、生活環境部											
医療班	保健__福祉__部											
警察班	警察本部											

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新																														
<p><u>(表8)</u> 災害対策本部事務局による現地本部の代行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">現地本部体制</td> <td style="width: 50%;">代行</td> </tr> <tr> <td>現地本部</td> <td>災害対策本部事務局</td> </tr> <tr> <td>連絡調整班</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td>原子力班</td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>保健医療福祉調整本部</td> </tr> <tr> <td>警察班</td> <td>警察班</td> </tr> </table> <p><u>(表9)</u> 現地本部の各班の事務分掌</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">班名</th> <th style="width: 85%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">連絡調整班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地本部の総括に関する事。</li> <li>2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関する事。</li> <li>3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関する事。</li> <li>5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関する事。</li> <li>6 住民からの問い合わせに関する事。</li> <li>7 災害情報の収集、提供に関する事。</li> <li>8 気象情報（予報を含む）の収集に関する事。</li> <li>9 現地本部活動の記録に関する事。</li> <li>10 <u>その他現地本部長が指示する事項に関する事。</u></li> <li>11 <u>現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関する事。</u></li> <li>12 <u>機能班への要員派遣及び活動の支援に関する事。</u></li> <li>13 <u>災害対策本部との連絡調整に関する事。</u></li> <li>14 実施状況に関する情報の収集に関する事。</li> <li>15 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の管理に関する事。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	現地本部体制	代行	現地本部	災害対策本部事務局	連絡調整班	総括班	緊急時モニタリング班	原子力班	医療班	保健医療福祉調整本部	警察班	警察班	班名	事務分掌	連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地本部の総括に関する事。</li> <li>2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関する事。</li> <li>3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関する事。</li> <li>5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関する事。</li> <li>6 住民からの問い合わせに関する事。</li> <li>7 災害情報の収集、提供に関する事。</li> <li>8 気象情報（予報を含む）の収集に関する事。</li> <li>9 現地本部活動の記録に関する事。</li> <li>10 <u>その他現地本部長が指示する事項に関する事。</u></li> <li>11 <u>現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関する事。</u></li> <li>12 <u>機能班への要員派遣及び活動の支援に関する事。</u></li> <li>13 <u>災害対策本部との連絡調整に関する事。</u></li> <li>14 実施状況に関する情報の収集に関する事。</li> <li>15 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の管理に関する事。</li> </ol>	<p><u>第4</u> 職員の配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備区分</th> <th style="width: 45%;">配備体制</th> <th style="width: 40%;">配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒配備</td> <td>関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕</td> <td>1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>特別警戒配備</td> <td>関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。</li> <li>2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>特別警戒本部体制</td> <td>関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。</li> <li>2 その他特に副知事が必要と認めたとき。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と認めたとき。</li> <li>2 原子力事業者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた場合又は県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備体制	配備時期	警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。	特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。</li> <li>2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。</li> </ol>	特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。</li> <li>2 その他特に副知事が必要と認めたとき。</li> </ol>	災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と認めたとき。</li> <li>2 原子力事業者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた場合又は県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発</li> </ol>
現地本部体制	代行																															
現地本部	災害対策本部事務局																															
連絡調整班	総括班																															
緊急時モニタリング班	原子力班																															
医療班	保健医療福祉調整本部																															
警察班	警察班																															
班名	事務分掌																															
連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地本部の総括に関する事。</li> <li>2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関する事。</li> <li>3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関する事。</li> <li>5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関する事。</li> <li>6 住民からの問い合わせに関する事。</li> <li>7 災害情報の収集、提供に関する事。</li> <li>8 気象情報（予報を含む）の収集に関する事。</li> <li>9 現地本部活動の記録に関する事。</li> <li>10 <u>その他現地本部長が指示する事項に関する事。</u></li> <li>11 <u>現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関する事。</u></li> <li>12 <u>機能班への要員派遣及び活動の支援に関する事。</u></li> <li>13 <u>災害対策本部との連絡調整に関する事。</u></li> <li>14 実施状況に関する情報の収集に関する事。</li> <li>15 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の管理に関する事。</li> </ol>																															
配備区分	配備体制	配備時期																														
警戒配備	関係各部総室の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 〔情報収集・連絡体制〕	1 原子力災害に関し、危機管理部政策監が必要と認めたとき。																														
特別警戒配備	関係部（局）の部（局）筆頭総室筆頭課長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する体制とする。 〔応急対策準備体制〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力事業所の所在地域及びその周辺において情報収集事態(※)に該当する事象が発生したとき。</li> <li>2 その他特に危機管理部長が必要と認めたとき。</li> </ol>																														
特別警戒本部体制	関係部（局）長及び関係総室の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 〔応急対策体制〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力事業所の所在地域または原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生したとき。</li> <li>2 その他特に副知事が必要と認めたとき。</li> </ol>																														
災害対策本部体制	激甚な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。 〔応急対策体制〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子炉施設において警戒事態に該当する事象が発生し、知事が必要と認めたとき。</li> <li>2 原子力事業者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた場合又は県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発</li> </ol>																														

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>緊急時モニタリング班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急時モニタリングに関すること。</li> <li>2 放射能影響評価解析に関すること。</li> <li>3 モニタリング要員の個人線量管理に関すること。</li> <li>4 <u>その他現地本部長が指示する事項に関すること。</u></li> <li>5 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。</li> <li>6 <u>緊急時モニタリングの現地における応急対策の実施に関すること。</u></li> <li>7 <u>実施状況に関する情報の収集に関すること。</u></li> </ol>	記載の統一	<ol style="list-style-type: none"> <li>生の通報を行うべき数値（<u>毎時5マイクロシーベルト</u>）を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合。</li> <li>3 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。</li> <li>4 その他特に知事が必要と認めるとき。</li> </ol>
<p>医療班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力災害医療措置<u>                    </u>に関すること。</li> <li>2 現地本部要員(緊急時モニタリング班を除く)の個人線量管理に関すること。</li> <li>3 <u>その他現地本部長が指示する事項に関すること。</u></li> <li>4 <u>現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。</u></li> <li>5 <u>実施状況に関する情報の収集に関すること。</u></li> </ol>		<p>※情報収集事態：発電所所在町において、震度5弱または震度5強の地震が発生した場合 その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合</p> <p>なお、複数の災害が同時に発生している場合、原子力災害対策編による配備基準とその他の災害による配備基準が異なる場合には、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。</p>
<p>警察班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県本部災害警備本部との連絡調整に関すること。</li> <li>2 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。</li> <li>3 情報の収集に関すること。</li> <li>4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</li> </ol>	東京支部に関する記載の追加	<p><u>第5 県災害対策地方本部及び東京支部の設置</u> <u>県災害対策地方本部については「一般災害対策編」第3章第1節第2-2及び同第2-7-1(4)、東京支部については「一般災害対策編」第3章第1節第2-3及び同第2-7-1(5)を参照する。</u></p>
<p><u>ウ</u> 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長（知事）は、現地本部を設置した場合には、関係市町村、発電所、自衛隊、福島海上保安部、関係市町村を管轄する消防本部及びその他の防災関係機関に対し連絡員を要請し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>なお、原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織され、これらの関係機関が当該協議会の構成員となる場合は除くものとする。</p> <p><u>エ</u> 現地本部の設置場所</p>	新規追加	<p><u>第6 複合災害発生時の体制</u> <u>このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2-6」を参照する。</u></p> <p><u>第7 専門家等の派遣要請等</u> 本部長（知事）は、特定事象発生がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委</p>

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>現地本部は、原則として原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に設置するものとする。</p> <p><b>ホ</b> 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への要員の派遣</p> <p>本部長（知事）は、特定事象の発生により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、又は原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合、（表7）に定める職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣するものとする。</p> <p><b>カ</b> 現地本部機能の本部による代行</p> <p>複合災害の発生による交通障害等により速やかな要員の参集が困難な場合など、現地本部の機能を本部事務局が代行する際は、（表8）災害対策本部事務局による現地本部の代行のとおりとする。また、その際、現地本部から本部事務局に派遣する職員は、現地本部長が別に指定するものとする。</p> <p><b>（6）</b> 専門家等の派遣要請等</p> <p>本部長（知事）は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委員会〕及び関係機関に対して、原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。</p> <p><b>（7）</b> 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p><b>ア</b> 県〔危機管理総室〕は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p><b>イ</b> 県〔危機管理総室〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。</p> <p><b>ウ</b> 警察本部は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。</p>	<p>員会〕及び関係機関に対して、原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。</p> <p><b>第8</b> 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p><b>1</b> 県〔危機管理総室〕は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。</p> <p><b>2</b> 県〔危機管理総室〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。</p> <p><b>3</b> 警察本部は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。</p> <p><b>4</b> 県〔危機管理総室〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。</p> <p><b>5</b> 県〔危機管理総室〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。</p> <p><b>6</b> 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされており、緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合に、国に対しモニタリング要員の動員を要請する。</p> <p><b>第9</b> 自衛隊の派遣要請</p> <p>本部長（知事）は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市町村長から要請があった場合は、災害に関する情報、応急対策に関する事項等を伝え、直ちに派遣を要請するものとする。</p>	

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><u>三</u> 県〔危機管理総室〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めらるものとする。</p> <p><u>四</u> 県〔危機管理総室〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めらるものとする。</p> <p><u>カ</u> 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされており、緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合に、国に対しモニタリング要員の動員を要請する。</p> <p><u>(8)</u> 自衛隊の派遣要請</p> <p>本部長（知事）は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市町村長から要請があった場合は、災害に関する情報、応急対策に関する事項等を伝え、直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p><u>(9)</u> 市町村災害対策本部の設置</p> <p>関係市町村長は、災害対策本部を設置したときは、知事（本部長）に対し報告を行うものとする。</p> <p>(4～5(5) 略)</p>	<p>旧第3-14 の記載事項を 本節にも記載</p>	<p><u>第10</u> 市町村災害対策本部の設置</p> <p>関係市町村長は、災害対策本部を設置したときは、知事（本部長）に対し報告を行うものとする。</p> <p><u>第11</u> 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p><u>原子力被災者生活支援チーム設置後速やかに緊急事態応急災害対策について調整を行う。また、同チームから県に派遣される所要の要員を受け入れ、連携した活動を行う。</u></p> <p>(第4節～第5節第5 略)</p>



# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><u>(6)</u> 住民等に対する広報及び指示伝達系統図</p> <p>国 → 指示の伝達 → 知事（本部長）福島県災害対策本部（報道責任者）</p> <p>知事（本部長） ↔ 共有 ↔ 副知事（現地本部長）福島県原子力現地災害対策本部（報道責任者）</p> <p>知事（本部長） ↔ 通報・要請 ↔ 福島海上保安部</p> <p>副知事（現地本部長） → 指示・伝達 → 市町村長 市町村災害対策本部</p> <p>副知事（現地本部長） → 通報・連絡 → 報道機関（県内及び仙台所在の報道機関）</p> <p>副知事（現地本部長） → 通報・放送要請 → 報道機関（県内及び仙台所在の報道機関）</p> <p>知事（本部長） → 通報・放送要請 → 報道機関（県内及び仙台所在の報道機関）</p> <p>知事（本部長） → 通報・要請 → 福島海上保安部 → 広報指示伝達</p> <p>市町村長 市町村災害対策本部 → 広報指示伝達など → 放射線による影響を受ける恐れのある地域の住民等</p> <p>市町村長 市町村災害対策本部 → 広報指示伝達など → 重点地域内住民等</p> <p>市町村長 市町村災害対策本部 → 広報指示伝達など → 県内の住民等</p> <p>市町村長 市町村災害対策本部 → 広報指示伝達など → 県外の住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 消防 警察 → 広報車 → 放射線による影響を受ける恐れのある地域の住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 消防 警察 → 広報車 → 重点地域内住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 消防 警察 → 広報車 → 県内の住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 消防 警察 → 広報車 → 県外の住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 漁業無線 広報指示伝達 → 船舶等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 漁業無線 広報指示伝達 → 船舶等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 漁業無線 広報指示伝達 → 船舶等</p> <p>（6）略</p>	<p>修正理由</p>	<p>第6 住民等に対する広報及び指示伝達系統図</p> <p>国 → 指示の伝達 → 知事（本部長）福島県災害対策本部（報道責任者）</p> <p>知事（本部長） ↔ 共有 ↔ 副知事（現地本部長）福島県原子力現地災害対策本部（報道責任者）</p> <p>知事（本部長） ↔ 通報・要請 ↔ 福島海上保安部</p> <p>副知事（現地本部長） → 指示・伝達 → 市町村長 市町村災害対策本部</p> <p>副知事（現地本部長） → 通報・連絡 → 報道機関（県内及び仙台所在の報道機関）</p> <p>副知事（現地本部長） → 通報・放送要請 → 報道機関（県内及び仙台所在の報道機関）</p> <p>知事（本部長） → 通報・放送要請 → 報道機関（県内及び仙台所在の報道機関）</p> <p>知事（本部長） → 通報・要請 → 福島海上保安部 → 広報指示伝達</p> <p>市町村長 市町村災害対策本部 → 広報指示伝達など → 放射線による影響を受ける恐れのある地域の住民等</p> <p>市町村長 市町村災害対策本部 → 広報指示伝達など → 重点地域内住民等</p> <p>市町村長 市町村災害対策本部 → 広報指示伝達など → 県内の住民等</p> <p>市町村長 市町村災害対策本部 → 広報指示伝達など → 県外の住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 消防 警察 → 広報車 → 放射線による影響を受ける恐れのある地域の住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 消防 警察 → 広報車 → 重点地域内住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 消防 警察 → 広報車 → 県内の住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 消防 警察 → 広報車 → 県外の住民等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 漁業無線 広報指示伝達 → 船舶等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 漁業無線 広報指示伝達 → 船舶等</p> <p>報道機関 → 報道伝達 → 漁業無線 広報指示伝達 → 船舶等</p> <p>（第6節）略</p>

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><b>7 避難及び屋内退避</b></p> <p>((1) 略)</p> <p><b>(2) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施</b></p> <p>県〔災害対策本部〕は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、以下の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>なお、避難にあたっては、県及び関係市町村が定める広域避難計画に基づき実施するものとする。</p> <p><b>ア 警戒事態</b></p> <p>県〔災害対策本部〕及び市町村は、警戒事態（自然災害を除く。）発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。</p> <p><b>(7) P A Z を含む関係市町村</b></p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備</p> <p><b>(4) 避難指示区域を含む関係市町村</b></p> <p>一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備</p> <p><b>(9) U P Z 外の市町村</b></p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力</p> <p><b>イ 施設敷地緊急事態</b></p> <p>県〔災害対策本部〕及び市町村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。</p> <p><b>(7) P A Z を含む関係市町村</b></p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の避難実施</p>		<p><b>第7節 避難及び屋内退避</b></p> <p>(第1 略)</p> <p><b>第2 避難及び屋内退避等の防護措置の実施</b></p> <p>県〔災害対策本部〕は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、以下の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>なお、避難にあたっては、県及び関係市町村が定める広域避難計画に基づき実施するものとする。</p> <p><b>1 警戒事態</b></p> <p>県〔災害対策本部〕及び市町村は、警戒事態（自然災害を除く。）発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。</p> <p><b>(1) P A Z を含む関係市町村</b></p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備。</p> <p><b>(2) 避難指示区域を含む関係市町村</b></p> <p>一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備。</p> <p><b>(3) U P Z 外の市町村</b></p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力。</p> <p><b>2 施設敷地緊急事態</b></p> <p>県〔災害対策本部〕及び市町村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。</p> <p><b>(1) P A Z を含む関係市町村</b></p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の避難実施。</p>

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）</p> <p>(4) 避難指示区域を含む関係市町村 一時立入している住民等の退去開始</p> <p>(5) U P Z を含む関係市町村 住民等の屋内退避の準備</p> <p>(6) U P Z 外の市町村 避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。 施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力</p> <p><u>ウ 全面緊急事態</u></p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。</p> <p>(7) P A Z を含む関係市町村 住民等の避難実施</p> <p>(4) U P Z を含む関係市町村 住民等の屋内退避の開始 O I L に基づく住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）</p> <p>(7) U P Z 外の市町村 避難住民の受入 O I L に基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等） 必要に応じて、屋内退避 また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助</p>	<p>全面緊急事態における区分を明示</p>	<p>施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。</p> <p>(2) 避難指示区域を含む関係市町村 一時立入している住民等の退去開始。</p> <p>(3) U P Z を含む関係市町村 住民等の屋内退避の準備。</p> <p>(4) U P Z 外の市町村 避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ。 施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。</p> <p><u>3 全面緊急事態（放射性物質が放出される前）</u></p> <p>県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の判断により、次の防護措置を行うものとする。</p> <p>(1) P A Z を含む関係市町村 住民等の避難実施。</p> <p>(2) U P Z を含む関係市町村 住民等の屋内退避の開始。 O I L に基づく住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）。</p> <p>(3) U P Z 外の市町村 避難住民の受入。 O I L に基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。 必要に応じて、屋内退避。 また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助</p>

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p><b>エ</b> <u>放射性物質が放出された場合</u></p> <p>放射性物質が放出された後は、国〔原子力災害対策本部〕は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ U P Z 内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</li> <li>・ 避難ルート、避難先の概要</li> <li>・ 移動手段の確保見込み</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>(7 (2) オ～7 (2) キ 略)</p>	<p>全面緊急事態における区分を明示</p>	<p>言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。</p> <p><b>4</b> <u>全面緊急事態（放射性物質が放出された後）</u></p> <p>放射性物質が放出された後は、国〔原子力災害対策本部〕は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ U P Z 内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</li> <li>・ 避難ルート、避難先の概要</li> <li>・ 移動手段の確保見込み</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul> <p>(第7節第2-5～第7節第2-7 略)</p>







# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>所に誘導する。避難誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。</p> <p>((7)(ウ)～(9) 略)</p> <p><b>10 原子力災害医療活動</b></p> <p><b>(1) 原子力災害医療活動の基本的体制</b></p> <p>(ア～キ 略)</p> <p><b>ク 原子力災害医療協力機関における対応</b></p> <p>原子力災害医療協力機関（白河厚生総合病院、会津中央病院、福島県立南会津病院、いわき市医療センター、福島労災病院、福島県ふたば医療センター附属病院、福島県診療放射線技師会、総合南東北病院及び日本赤十字社福島県支部）は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。</li> <li>・<u>被災者の放射性物質による汚染の測定</u>を行うこと。</li> <li>・原子力災害医療派遣チームを<b>保有</b>し、その派遣を行うこと。</li> <li>・救護所への<b>医療チーム（又は医療関係者）</b>の派遣を行うこと。</li> <li>・避難退域時検査<b>実施のための放射性物質の検査チーム</b>の派遣を行うこと。</li> <li>・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。</li> <li>・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。</li> </ul> <p>((1) ケ～コ 略)</p> <p><b>(2) 県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制</b></p> <p>(ア 略)</p>	<p>最新の「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」の記載に合わせた修正</p>	<p>所に誘導する。避難誘導に当たっては、要配慮者の実態に即した避難用の器具等を用いる。</p> <p>(第7(3)～第9節 略)</p> <p><b>第10節 原子力災害医療活動</b></p> <p><b>第1 原子力災害医療活動の基本的体制</b></p> <p>(1～7 略)</p> <p><b>8 原子力災害医療協力機関における対応</b></p> <p>原子力災害医療協力機関（白河厚生総合病院、会津中央病院、福島県立南会津病院、いわき市医療センター、福島労災病院、福島県ふたば医療センター附属病院、福島県診療放射線技師会、総合南東北病院及び日本赤十字社福島県支部）は、次の機能のうち、1項目以上を実施し、原子力災害医療対策の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療を行うこと。</li> <li>・<u>甲状腺被ばく線量モニタリングを実施することができる測定要員を保有し、その派遣</u>を行うこと。</li> <li>・原子力災害医療派遣チームを<b>編成</b>し、その派遣を行うこと。</li> <li>・救護所に<b>医療従事者</b>の派遣を行うこと。</li> <li>・避難退域時検査<b>実施することができる検査要員を保有し、その派遣</b>を行うこと。</li> <li>・安定ヨウ素剤配布の支援を行うこと。</li> <li>・その他、原子力災害時に必要な支援を行うこと。</li> </ul> <p>(第1-9～10略)</p> <p><b>第2 県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制</b></p> <p>(1 略)</p>





## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p><u>1 3</u> 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保            （（1）～（2） 略）</p> <p><u>（3）防護対策</u>            （1 3（3）ア～第4 略）</p>		<p><b>第1 3節</b> 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保            （第1～第2 略）</p> <p><b>第3 防護措置</b>            （第1 3節第3-1～第4章 略）</p>

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新												
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>参考資料 (原子力災害対策指針より抜粋)</small> </div> <p style="text-align: center;"><b>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</b></p> <p>5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> </td> <td style="width: 40%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>施設敷地緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>全面緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;"><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>施設敷地緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>全面緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>		<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>参考資料 (原子力災害対策指針より抜粋)</small> </div> <p style="text-align: center;"><b>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</b></p> <p>5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> </td> <td style="width: 40%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>施設敷地緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>全面緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;"><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>施設敷地緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>全面緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>													
<p style="text-align: center;"><b>施設敷地緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>													
<p style="text-align: center;"><b>全面緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>													
<p style="text-align: center;"><b>警戒事態を判断するEAL</b></p> <p>④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>													
<p style="text-align: center;"><b>施設敷地緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>													
<p style="text-align: center;"><b>全面緊急事態を判断するEAL</b></p> <p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>													

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新																								
<p>6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">警戒事態を判断するEAL</th> <th style="text-align: center;">緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> <tr> <td>                     ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。                      ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。                      ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。                      ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。                      ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。                 </td> <td>                     体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。                      避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。                 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断するEAL</th> <th style="text-align: center;">緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> <tr> <td>                     ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。                      ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。                      ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。                 </td> <td>                     避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。                 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</th> <th style="text-align: center;">緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> <tr> <td>                     ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。                      ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。                      ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。                 </td> <td>                     避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。                 </td> </tr> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。		<p>6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">警戒事態を判断するEAL</th> <th style="text-align: center;">緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> <tr> <td>                     ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。                      ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。                      ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。                      ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。                      ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。                 </td> <td>                     体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。                      避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。                 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断するEAL</th> <th style="text-align: center;">緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> <tr> <td>                     ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。                      ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。                      ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。                 </td> <td>                     避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。                 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">全面緊急事態を判断するEAL</th> <th style="text-align: center;">緊急事態区分における措置の概要</th> </tr> <tr> <td>                     ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。                      ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。                      ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。                 </td> <td>                     避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。                 </td> </tr> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																									
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。																									
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																									
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。																									
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																									
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。																									
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																									
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。																									
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																									
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。																									
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要																									
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。																									

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新						
<p>9. 原子炉の運転等のための施設（1. から 8. までに掲げるものを除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">警戒事態を判断する EAL</p> <p>（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p> <p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する EAL</p> <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断する EAL</p> <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> <td style="width: 20%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">警戒事態を判断する EAL</p> <p>（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p> <p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>	<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する EAL</p> <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>	<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断する EAL</p> <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>	<p>不要な 参考資料を 削除</p>	
<p style="text-align: center;">警戒事態を判断する EAL</p> <p>（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</p> <p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。</p> <p>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>							
<p style="text-align: center;">施設敷地緊急事態を判断する EAL</p> <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>							
<p style="text-align: center;">全面緊急事態を判断する EAL</p> <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>							

# 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新																																																																								
<p><b>表3 O I Lと防護措置について</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">基準の種類</th> <th style="width: 20%;">基準の概要</th> <th style="width: 15%;">初期設定値<sup>※1</sup></th> <th style="width: 55%;">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">緊急防護措置</td> <td>O I L 1</td> <td>500<math>\mu</math>Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>O I L 4</td> <td><math>\beta</math>線：40,000 cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) <math>\beta</math>線：13,000cpm<sup>※4</sup>【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">早期防護措置</td> <td>O I L 2</td> <td>20<math>\mu</math>Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> <tr> <td>飲食物に係るスクリーニング基準</td> <td>O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td>数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">飲食物摂取制限<sup>※5</sup></td> <td rowspan="6">O I L 6</td> <td>核種<sup>※7</sup></td> <td rowspan="6">1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td> </tr> <tr> <td>飲料水 牛乳・乳製品</td> <td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg<sup>※8</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	緊急防護措置	O I L 1	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 4	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	早期防護措置	O I L 2	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	飲食物摂取制限 <sup>※5</sup>	O I L 6	核種 <sup>※7</sup>	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		<p><b>表3 O I Lと防護措置について</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">基準の種類</th> <th style="width: 20%;">基準の概要</th> <th style="width: 15%;">初期設定値<sup>※1</sup></th> <th style="width: 55%;">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">緊急防護措置</td> <td>O I L 1</td> <td>500<math>\mu</math>Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>O I L 4</td> <td><math>\beta</math>線：40,000 cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) <math>\beta</math>線：13,000cpm<sup>※4</sup>【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">早期防護措置</td> <td>O I L 2</td> <td>20<math>\mu</math>Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> <tr> <td>飲食物に係るスクリーニング基準</td> <td>O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td> <td>数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">飲食物摂取制限<sup>※5</sup></td> <td rowspan="6">O I L 6</td> <td>核種<sup>※7</sup></td> <td rowspan="6">1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td> </tr> <tr> <td>飲料水 牛乳・乳製品</td> <td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg<sup>※8</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	緊急防護措置	O I L 1	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	O I L 4	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	早期防護措置	O I L 2	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	飲食物摂取制限 <sup>※5</sup>	O I L 6	核種 <sup>※7</sup>	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																																																																							
緊急防護措置	O I L 1	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																																																																							
	O I L 4	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																																																																							
早期防護措置	O I L 2	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。																																																																							
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。																																																																							
飲食物摂取制限 <sup>※5</sup>	O I L 6	核種 <sup>※7</sup>	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。																																																																							
		飲料水 牛乳・乳製品		野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他																																																																						
		放射性ヨウ素		300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>																																																																					
		放射性セシウム		200Bq/kg	500Bq/kg																																																																					
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種		1Bq/kg	10Bq/kg																																																																					
		ウラン		20Bq/kg	100Bq/kg																																																																					
基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																																																																							
緊急防護措置	O I L 1	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																																																																							
	O I L 4	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																																																																							
早期防護措置	O I L 2	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。																																																																							
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。																																																																							
飲食物摂取制限 <sup>※5</sup>	O I L 6	核種 <sup>※7</sup>	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。																																																																							
		飲料水 牛乳・乳製品		野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他																																																																						
		放射性ヨウ素		300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>																																																																					
		放射性セシウム		200Bq/kg	500Bq/kg																																																																					
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種		1Bq/kg	10Bq/kg																																																																					
		ウラン		20Bq/kg	100Bq/kg																																																																					
<p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※3 我が国において広く用いられている<math>\beta</math>線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合</p>		<p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※3 我が国において広く用いられている<math>\beta</math>線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合</p>																																																																								

## 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	修正理由	新
<p>合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm<sup>2</sup> 相当となる。</p> <p>他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</p> <p>※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。</p> <p>※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>		<p>合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm<sup>2</sup> 相当となる。</p> <p>他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</p> <p>※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。</p> <p>※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>